

令和 7 年

第 2 回西原村定例会会議録

令和 7 年 6 月 1 1 日

令和 7 年 6 月 1 3 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和 7 年第 2 回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
6 月 1 1 日	水	午前 1 0 時	本会議	・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・全員協議会 ・常任委員会	
6 月 1 2 日	木	午前 1 0 時	本会議	・一般質問（4 名） ・議案審議 （報告第 1 号～第 2 号） （承認第 2 号～第 4 号）	・ 予算 ・ 条例
6 月 1 3 日	金	午前 1 0 時	本会議	・議案審議 （議案第 3 7 号～ 議案第 4 4 号） （同意第 2 号～第 4 号） ・発議第 5 号～第 6 号 ・組合議会報告 ・委員会の閉会中の継続調査申 出書	・ 条例 ・ 予算 ・ 一般 議案

提 出 議 案 等

(令和 7 年 6 月 1 1 日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|-----------|---|
| 報告第 1 号 | 令和 6 年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 報告第 2 号 | 令和 6 年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 承認第 2 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第 2 号) 西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 承認第 3 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第 3 号) 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」 |
| 承認第 4 号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第 4 号) 令和 6 年度西原村一般会計補正予算 (第 8 号) について」 |
| 議案第 3 7 号 | 西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 3 8 号 | 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 3 9 号 | 令和 7 年度西原村一般会計補正予算 (第 1 号) について |
| 議案第 4 0 号 | 令和 7 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 議案第 4 1 号 | 令和 7 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 議案第 4 2 号 | 物品購入契約の締結について (高規格救急自動車 (1 台) 購入) |
| 議案第 4 3 号 | 工事請負契約の締結について (西原村役場庁舎改修工事 (Ⅱ期)) |

議案第 44 号 物品購入契約の締結について（西原村立小中学校学習用タブレット端末購入）

同意第 2 号 西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

同意第 3 号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

同意第 4 号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

（令和 7 年 6 月 12 日提出）

（一般質問）

1 番 松浦哲也君 2 番 加藤博敏君 3 番 尾崎幸穂君 4 番 山下圭介君

（令和 7 年 6 月 13 日提出）

（議員提出議案）

発議第 5 号 村長の専決処分事項の指定について

発議第 6 号 西原村議会会議規則第 129 条に伴う議員派遣について

目 次

第1号（6月11日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（報告第1号～同意第4号）	5
散 会	10

第2号（6月12日）

議事日程第2号	11
応招議員氏名	12
出席議員氏名	13
事務局職員出席者	13
説明のため出席した者の職氏名	14
開 議	15
日程第 1 一般質問	15
（松浦哲也）	15
・河原地域の活性化に向けてどのような施策に取り組むか	
・職員の人事異動について	
（加藤博敏）	25
・豪雨対策について	
・原野の維持管理について	
（尾崎幸穂）	33
・中学校の部活動地域移行について	
・熊本地震から10年の節目、防災・減災について	
住民と考えるイベントについて	
（山下圭介）	40
・夜間の騒音対策について	

日程第 2	報告第 1 号	令和 6 年度西原村一般会計繰越明許 費繰越計算書の報告について ……………	4 5
日程第 3	報告第 2 号	令和 6 年度西原村工業団地造成事業 特別会計繰越明許費繰越計算書の報 告について ……………	4 8
日程第 4	承認第 2 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第 2 号) 西原村税条例の一部 を改正する条例の制定について」 ……………	5 2
日程第 5	承認第 3 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第 3 号) 西原村国民健康保険 税条例の一部を改正する条例の制定 について」 ……………	5 6
日程第 6	承認第 4 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第 4 号) 令和 6 年度西原村一 般会計補正予算 (第 8 号) について」 …	5 8
散 会		……………	6 7

第 3 号 (6 月 1 3 日)

議事日程第 3 号		6 9
応招議員氏名		7 1
出席議員氏名		7 2
事務局職員出席者		7 2
説明のため出席した者の職氏名		7 3
開 議		7 4
日程第 1	議案第 3 7 号 西原村附属機関の設置に関する条例 の一部を改正する条例の制定につい て	7 4
日程第 2	議案第 3 8 号 西原村国民健康保険税条例の一部を 改正する条例の制定について	7 5
日程第 3	議案第 3 9 号 令和 7 年度西原村一般会計補正予算 (第 1 号) について	8 1
日程第 4	議案第 4 0 号 令和 7 年度西原村国民健康保険特別 会計補正予算 (第 1 号) について	8 9
日程第 5	議案第 4 1 号 令和 7 年度西原村後期高齢者医療特 別会計補正予算 (第 1 号) について	9 0
日程第 6	議案第 4 2 号 物品購入契約の締結について (高規	

		格救急自動車（１台）購入） ……………	９ ３
日程第 7	議案第 4 3 号	工事請負契約の締結について（西原 村役場庁舎改修工事（Ⅱ期）） ……………	９ ５
日程第 8	議案第 4 4 号	物品購入契約の締結について（西原 村立小中学校学習用タブレット端末 購入） ……………	９ ６
日程第 9	同意第 2 号	西原村固定資産評価員の選任につき 同意を求めることについて ……………	９ ８
日程第 1 0	同意第 3 号	西原村教育委員会委員の任命につき 同意を求めることについて ……………	９ ８
日程第 1 1	同意第 4 号	西原村教育委員会委員の任命につき 同意を求めることについて ……………	９ ９
日程第 1 2	発議第 5 号	村長の専決処分事項の指定について ……	1 0 0
日程第 1 3	発議第 6 号	西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴 う議員派遣について ……………	1 0 1
日程第 1 4	組合議会報告について ……………		1 0 1
日程第 1 5	委員会の閉会中の継続調査申出書について ……………		1 0 3
閉 会			1 0 4
署 名			1 0 5

第 1 号 (6 月 1 1 日)

令和 7 年第 2 回西原村議会定例会会議録

令和 7 年 6 月 1 1 日、令和 7 年第 2 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和 7 年 6 月 1 1 日（水曜日） 議事日程第 1 号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長提案理由説明（報告第 1 号～同意第 4 号）

1、応招議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (9名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (1名)

7 番	中 西 義 信 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	梅 津 智 子 君
議会事務局書記	児 玉 みどり 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	田 島 由 紀 君
教 育 長	中 村 賀 一 君
総務課長	堀 田 隆 二 君
総合政策課長	堀 田 和 也 君
教育課長	秋 吉 蘭 子 君
会計管理者	林 田 浩 之 君
税務課長	廣 瀬 太 君
産業課長	中 西 聡 君
建設課長	久 野 太 君
水道課長	村 上 文 英 君
住民福祉課長	小 栗 優 君
保健衛生課長	岩 下 源一郎 君
商工観光課長	山 田 孝 君
保育園長	岩 村 智 子 君

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は中西議員より欠席届が出ております。

第2回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和7年第2回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番議員、山下一義君、9番議員、桂悦朗君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、6月3日に行われました議会運営委員会で本日11日より13日までの3日間と想定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、よって会期は、本日11日より13日までの3日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸報告として、議長から、会議規則第129条ただし書の規定により、議員の派遣についてを報告します。

3月17日から18日にかけて、廃棄物処理に関する議員視察研修を三重県及び京都府で行いました。

4月14日に阿蘇市町村議長会総会が開催され、阿蘇市町村議長会会長に阿蘇市議会議長の菅敏徳さん、以下副会長に2名、監事2名が選任されました。

また、同日に阿蘇郡町村議長会総会が開催され、阿蘇郡町村議長会副会長に南阿蘇村の議会議長の山室昭憲さんが選任されました。

5月27日から28日にかけて、正副議長研修及び県関係国会議員への要望活動を東京で行ってきました。

6月3日に熊本県議長会臨時総会が開催され、熊本県議長会会長に玉名郡玉東町の議会議長の松尾純久さんが、以下副会長に2名、監事2名が選任されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）皆さん、おはようございます。

令和7年第2回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに大変ご多忙の中、9名のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先月5月25日に、2年に1回の発災対応型防災訓練が住民約1,700名の参加により実施されました。各集落、一次避難所への避難訓練や消防団主催の消火訓練・救命訓練などに取り組んでいただきました。

6月5日には、各区長をはじめ阿蘇地域振興局、県危機管理防災課、熊本地方气象台、警察、消防、小中学校など一堂に会し、災害対策会議、また水防連絡協議会を開催しました。

气象台によりますと、今年の雨は例年並みか、やや多いということであり、本格的に梅雨入りしましたこの時期は特に、気象情報や警報などの発令に注視し、できるだけ早め早めの対応に努めてまいります。

現在、順調に整備が進んでいます鳥子地区の新工業団地につきましては、全ての区画で企業が内定し、これから企業ごとのタイミングに合わせて、企業・県・村との立地協定や発表を予定しています。現在のところ、総投資予定額は705億円で、新規雇用が352名、うち188名の地元雇用が見込まれています。

アメリカの関税政策や、終わりが見えないロシアのウクライナ侵攻により、世界はもとより、国内の情勢が不安定な要素もございますが、TSMCの第2工場も年内には着手されるということで、それぞれの企業が操業を開始するまで、粛々と業務を進めていきたいというふうに思っております。

また、最近は特に、民間主導の工業団地整備や大規模な宅地整備の話も、より具体的・現実的になっており、TSMCのよき風が来ていると感じています。民間企業と一緒に、官民連携で進めていくことで、村民が望まれている暮らしやすいまちの実現も近づいてくると思います。

熊本県の大空港構想をはじめ、周辺町村の天津町では、空港アクセス鉄道に中間駅や商業施設の構想も報道されており、また終点である空港の益城町も、将来は都市化が進んでいくのではないかと予想しているところでございます。県や近隣市町村とできるだけ情報を共有・連携し、このよき流れを逃さぬよう、西原村のさらなる発展のために取り組んでまいります。

なお、今定例会では、国民健康保険税率を、県が示した標準税率を基に改正する条例案を提出しております。西原村では、地震前の平成27年度の改正以来、10年ぶりの国保税率改正となります。

さきに開催されました西原村国民健康保険運営協議会においてご審議いただいた答申に基づく改正案となりますが、村の国民健康保険制度の安定的かつ円滑な運営のために、十分にご審議をいただきますようお願い申

し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

まず初めに、報告第1号、令和6年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回ご報告いたします事業としましては、14件の事業で、翌年度繰越額といたしましては3億3,265万円を計上しています。

これらの事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

報告第2号、令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回報告の事業につきましては、工業団地造成事業費1件の事業で、翌年度繰越額といたしましては、6億6,245万9,000円を計上しています。その財源といたしましては、地方債3億4,230万円、一般財源3億2,015万9,000円となっております。

この事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長より説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「(専第2号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、西原村税条例の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、税務課長より説明いたします。

続きまして、承認第3号、専決処分の報告及び承認について「(専第3号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、西原村国民健康保険税条例の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、税務課長より説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「(専第4号)令和6年度西原村一般会計補正予算(第8号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,413万5,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億3,280万円とするものでございます。決算見込み等によりまして、予算の増減等を行っております。

必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第37号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに西原村学校規模適正化検討委員会を設置するため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第38号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

西原村国民健康保険事業の運営において、将来にわたり安定的かつ健全な財政運営を図るために、国民健康保険税率を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第39号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,854万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億674万2,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第40号、令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億951万8,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長より説明いたします。

議案第41号、令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,846万8,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長より説明いたします。

続きまして、議案第42号、物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

今回提案させていただきます高規格救急自動車（１台）購入につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第43号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

今回提案させていただきます西原村役場庁舎改修工事（Ⅱ期）につきましては、昨年度実施いたしました役場庁舎改修工事（Ⅰ期）に続くものでございます。今年度工事につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第44号、物品購入契約の締結についてご説明いたします。

今回提案させていただきます西原村立小中学校学習用タブレット端末購入につきまして、公募型プロポーザル方式により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

同意第２号、西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年４月１日職員人事異動により、固定資産評価員でありました小栗優税務課長が住民福祉課長へ異動となりました。そのため、新たに後任として廣瀬太現税務課長を固定資産評価員として選任したいので、地方自治法第404条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、同意第３号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

西原村教育委員会教育委員、荒木均氏の健康を理由とする任期途中辞任に伴い、新たに緒方秀行氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、同意第４号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

西原村教育委員会教育委員、伊澤隆嗣氏の任期満了に伴い、新たに村上竜一

氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたしますので、同意第3号と併せて何とぞよろしくご審議いただき、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、今期定例会に提案いたしました報告2件、承認3件、議案8件、同意3件、以上合計16件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。今定例会もよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

申し訳ございません、訂正をお願いします。

同意第2号のところで「固定資産評価員として選任したいので、地方税法第404条」が正解なんですけれども、私が「地方自治法第404条」と申しておりました。「地方税法第404条」に訂正をお願いします。

続きまして、同意第3号でございます。「議会の同意を求めるものでございます」というのが正解でございます。私が「議会の議決を求めるものでございます」というふうに申しておりました。「同意」というふうに訂正をお願いします。

以上でございます。

○議長（西口義充君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、次の会議は12日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時14分 散 会

令和7年第2回西原村議会定例会会議録

令和7年6月12日、令和7年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和7年6月12日（木曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

日程第 2 報告第 1号 令和6年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 3 報告第 2号 令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 4 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について「(専第2号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」

日程第 5 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について「(専第3号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

日程第 6 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について「(専第4号)令和6年度西原村一般会計補正予算（第8号）について」

1、応招議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	梅 津 智 子 君
議会事務局書記	児 玉 みどり 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	田 島 由 紀 君
教 育 長	中 村 賀 一 君
総務課長	堀 田 隆 二 君
総合政策課長	堀 田 和 也 君
教育課長	秋 吉 蘭 子 君
会計管理者	林 田 浩 之 君
税務課長	廣 瀬 太 君
産業課長	中 西 聡 君
建設課長	久 野 太 君
住民福祉課長	小 栗 優 君
保健衛生課長	岩 下 源一郎 君
商工観光課長	山 田 孝 君
保育園長	岩 村 智 子 君

午前10時00分 開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は村上文英水道課長が体調不良のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、6月3日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間は50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、3番議員、松浦哲也君、件数2件、発言を許します。

（3番議員 松浦哲也君 登壇 質問）

○3番議員（松浦哲也君）皆さん、おはようございます。3番議員、松浦哲也です。

今議会におきましても一般質問の機会を与えていただきましたこと、誠にありがとうございます。また、傍聴席にもたくさんの方々がいらっしゃっています。日頃から村政に興味を持っていただいているということで、非常にありがたく思っております。感謝申し上げます。

今日は、通告のとおり、村長に対して2問の一般質問を行います。

1問目ですが、河原地域の活性化に向けてどのような施策に取り組むかということです。

西原村が誕生したのは、昭和35年、1960年9月1日でした。阿蘇郡山西村、上益城郡河原村、山西村の「西」と河原村の「原」を取って「西原村」が誕生いたしました。その当時、西原村の人口は10月1日現在で6,808人でした。その後、昭和50年、51年頃だったでしょうか、人口が5,000人を割り切ったときがありました。その後順調に人口は伸びていったんですが、平成28年の熊本地震によって、その当時300人ぐらい人口は減ったかなというふうに思っております。

今現在の西原村の人口は、この前の6月の広報紙によりますと7,054人ということでした。西原村は全体として人口がどんどん進んできましたが、河原地域においては人口の減少というのが顕著であり、ますます減ってきている状況です。河原地区の河原小学校の児童数が、今、1年生から6年生まで65名です。そのうちの19名が山西地域から来ていただいているのは非常にありがたいことです。

また、山西地区においては、昭和62年7月28日、しっかり覚えておりますが、第1期目の鳥子工業団地の調印式が7月28日に行われました。また、今現在、鳥子地区において新工業団地の造成が行われ、6区画が全てもう内定をしたという村長の報告を受けております。西原村は全体としてこういうふうに人口が上がってきて、山西地区だけが増えてまいりましたが、河原地域においては既に限界集落がどんどん進み、本当にこれから衰退していくんじゃないかなという、そういう懸念を持っております。

今日は、河原地域の今後の活性化に向けてどのような取組をされるかという質問をしようと思っておりましたが、昨日、6月11日、熊日新聞の朝刊に「西原村に大規模宅地民間検討、河原地区に400から500世帯」というふうに載りました。実はこの新聞に載った後、私に対してもたくさんの連絡が来ました。あの地域はいよいよ始まるのかと、またはいつ出来上がるのかという、そういったたくさんの声が寄せられたんですけれども、私はその電話の方々に対しては、いや、まだ今からですよ、だってまだ住民説明会もあってないじゃないですかということで、そういうふうに答えました。

ですから、この住宅団地の計画について、村長がどう取り組むのかというのを、まず1点目、お伺いいたします。

もう一点は、河原地区の道路網の整備についてですが、本日は、とりわけ主要地方道熊本高森線、県道28号線についてです。

この県道の土林、堂園間というのは、連続雨量200ミリ降ったときにあそこバリケードがされて通行止めとなります。河原地域の方々があそこを通行しようとして行ったときに、高遊方面に迂回するか、あるいは阿蘇西麓のほうに回るかというようなことで非常に大変な思いをされています。あそこまで行って、あ、通行止めかというようなことがあるんじゃないかというふうに思っております。私は、緊急事態のとき、1分1秒を争うときに果たしてこれでもいいんだろうかと。あの県道28号線、土林から益城のあの道路は、私はある意味で命をつなぐ道路ではないかなというふうに思っております。

そこで、この連続雨量が200mmを超えたときでも、崩落防止の工事がきちっとできれば通行できるということです。もう一点は、崩落防止の工事ができないということであれば、土林から杉堂の区間、今、旧道の県道が残っておりますが、土林1号線ということですが、あのところを起点にして、字で言えば塔ノ原といいます、そちらのほうに上に上げて杉堂のほうに新設のバイパスを造るかということを、私は県に要望していただきたいというふうに思っております。

いよいよ北部九州も梅雨に入りました。まさに梅雨本番です。河原地域の住民のためにもまたこの事業をされるということであれば、益城町との十分な

協議も必要かというふうに思いますが、この命をつなぐ道路を通行止めにはせない切実な思いを持っておりますが、村長のお考えをお聞きしたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（西口義充君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）おはようございます。

松浦議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、河原地区のことなんですけれども、西原村の施策としまして、これまで河原地区においては、以前より少子化対策の一環として、河原団地の整備、校舎や体育館の整備、小学校がある家庭の賃貸住宅の家賃補助をはじめ、令和5年度から6年度にかけて河原地区少子化対策宅地造成事業による公売、村外からの移住者向けの定住促進補助など、これまで歴代村政の中で様々な少子化対策として取り組んでまいりました。

先ほど申されましたように、昨日、熊日さんの記事が大々的に報道されて、私も多数の村民の方より連絡がありました。これは熊日さん独自の取材によるものでありまして、まず、村から出してくださいとかお願いして出された記事ではないということをつかっていたらと思います。熊日さんが取材に来られて、複数の企業さんから検討されているんですかという問いに対しては、実際そういう話がございまして、検討されていることは事実ですというふうに返答しています。

この内容につきましては、まだまだ複数の企業さんから話がある状態でありまして、決まっているとか、どうこうするというのは全く決まっておりません。私がお願いしているのが、ある程度企業さんのほうに、どういう構想で造りたいとか造成したいというのを、ちょっと案を出してくれないかという話をしております。そうしないと住民さんのほうとか議会のほうにも何もなく、ただただ400から500世帯ぐらいを造成しますということじゃ分かりませんので、ある程度のざっくりしたやつでもいいんで、案でもいいんで出してくださいというのを複数社に同じようにお願いをしているところでございます。それから住民さんのお声を聞いて、よしやろうじゃないかとか、これは多過ぎて、やっぱり400から500世帯の数になりますと相当な件数になりますので、交通渋滞であったり、いろんな問題も発生することも懸念されますので、そこら辺も住民さんと一緒になって、まずは受け入れたいのか、そうでもないのか。例えば規模がこれぐらいであつたら受け入れてもいいのかとか、いろんなことを協議していかなければならないんじゃないかというふうに感じております。

もちろん、河原地区は、昔から少子化対策でどうにかしたいという思いも個

人的にもございます。選挙の公約でも河原地区の活性化ということで私も話をさせていただいております。こういうチャンス、またはこういう機会に河原地区の皆さんと一緒に、これから河原地区をどうやっていくのか、自然を生かして少しずつ住宅を増やしていくのか、あるいはこういう機会を逃さないで、じゃ、みんなで一緒にやろうかという話になれば、一緒にそれに向かっていきたいと思っております。

西原村も熊本地震を経験して、6集落をはじめいろんな集落で地元の要望から応援する形で、議会と執行部が応援する形で復旧・復興を成し遂げてきました。今度はその経験を生かして、できれば河原地区で住民さんが話をしていただき、その住民さんのお声を執行部と議会で後押しして発展させていけるような施策にできればというふうに考えているところでございます。

ということで、今のところは全く、村と企業との約束もしておりませんし、ただ検討されていて、役場のほうからは案を出してくださいという、ただそれだけでございますので、まだ建つと決まったわけでもございませんので、しかるべきその案が出たときには、速やかに住民さん、また議会の皆さんに相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、道路網の整備について答弁をさせていただきます。

県道28号線、熊本高森線の土林から杉堂間では、降雨量が200mmに達したときは山側から落石、土砂崩れによる危険度が高まるということから、道路利用者の安全を確保するための全面通行止めの措置が取られております。この場合、河原地区の方には高遊方面や阿蘇西麓へ迂回していただくため、ご不便をおかけしております。

ご質問は、まず、今後も規制が続くのかということでございます。こちらにつきましては、まず、現状を建設課長より答弁をさせます。以上でございます。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）私のほうから、通行規制についてお答えいたします。

ご質問のとおり、連続降雨量200mmに達した場合、西原村側は土林の西側に、益城町側は杉堂にバリケードを設置し、全面通行止めとなります。

町村間をまたぐことから、それぞれの管轄である阿蘇地域振興局と上益城地域振興局の土木部に確認しましたところ、それぞれの管内には落石等のおそれがある箇所がまだまだあり、順次対策工事を進めておりますが、この区間における対策工事の時期について現時点では未定ということで、道路利用者の安全確保に万全を期すため、今後も規制を続ける必要があるとのことでした。

参考までに、直近3年間で通行止めがされたのは、令和4年度に1回、約5時間、令和5年度に2回、35時間と約24時間、令和6年度に1回、約11時間実

施されております。以上でございます。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）ただいま建設課長から説明がありましたとおり、今後も規制は続くということでございます。過去には24時間を超える通行止めもあっており、今後も降雨量によってはさらに長時間の規制も想定されます。河原地区の住民の皆様にとって、高遊方面や阿蘇西麓へ迂回することもさることながら、万が一のときには緊急車両等の遅れが生じることも懸念されるところでございます。松浦議員が申されましたとおり、規制がなく、安全で災害に強い道路としていただくよう、対策工の実施を県に要望していきたいというふうに思っております。

続きまして、土林の旧県道から塔ノ原を通り、益城方面にバイパスを造るという件につきましては、こちらに関しましては事業が膨大となるため、当然、村での事業に取り組むことになりますけれども、大変厳しいんじゃないかというふうに思っています。仮に村主体で事業を進めるに当たっては、この間は益城町のほうも区間が大変長いということで、益城町との町村間の調整であったり、費用負担の問題であったりとか、地権者、または益城町の同意も得なければなりません。このため、熊本高森線の対策工ができず規制が解除できないようであれば、議員が申されたとおり、迂回路としてのバイパス整備を県に要望していきたいというふうに思っております。

それから、今年の予算で村全体のこれから5年、10年後を見据えた道路網の整備計画の予算を計上させていただいております。その中にも、このもう一つの益城町への道を入れさせていただいて、事業化に向けて、なかなか厳しいかもしれませんが、実現に向けて挑戦していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、県道熊本高森線は、もう本当に河原地区の方にとっては生活道路として大変重要な道路であるというふうに認識しております。今後、河原地区の活性化も進めていくに当たり、規制がなく、安全で災害に強い道路としていただくよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）2回目、続けてください。

○3番議員（松浦哲也君）ありがとうございました。

この住宅の団地についてですけれども、昨年、平成6年度で村内基礎調査を3か所かなんかされているというふうに思いますが、その中に今回の1つの地域が入っているかどうか分かりませんが、私は、その3か所の基礎調査については議会で承認した予算ですので、これはきちっと議会のほうにも見せていただいて、そしてこういうふうな計画が出たということで、議会と一緒にま

たそれを検討する機会を設けなきゃいけないというふうに私は思っております。

今回の河原の住宅団地の件は民間主導であるということでございますが、もし村長が本腰を入れてされるということであれば、今後、住民説明会等もちろん必要になってくるでしょう。そして、その準備も必要になっていくでしょう。ああいうふうに新聞で載った以上は、あるいは、変な言い方をしますが、悪徳な不動産業者とかが前もって土地を買ったりとか、そういうことは防がなきゃいけないというふうに思っておりますので、その点も含めてぜひ注視していきたいというふうに思っております。

ちょっと話が変わりますけれども、俵山トンネルが2003年、平成15年のたしか10月とかだったと思うんですが開通いたしました。私はあの計画が上がったときに、まさか俵山にトンネルはできないだろうというふうに、私は本当あのとき笑ったんですよ、聞いたときに。そんなことできんよと。しかし、やっぱりそういう強い思いを持った人がいたということですね。でも今となってみれば本当よくできたなという思いはするんですが、あれこそ私は百年の大計じゃないかなというふうに思っております。それで、河原活性化のために、村長も河原の発展のために、百年の大計という思いでぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それと、県道28号の件ですが、通行止めは分かりますが、やっぱりこれは何らかの形で住民に伝えられなきゃいけない。通行止めですよ防災無線で放送できる時間であつたら放送しなきゃいけないということもお願いして、そして、この28号線の、今、村長が言われたように崩落防止の件、あるいは新規バイパスの件、ぜひ益城町と十分協議を行っていただき、県に要望していただきたいというふうに思っています。簡単をお願いします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）まず、河原地区の開発の件なんですけれども、本当に、まずは住民さんの話を聞いて、それに沿ってみんなでやろうということであれば、はまってというか、例えば水道であつたり、取付道路であつたりとか、そういうのも思い切っていくところは思い切っていきたいと思います。また、住宅が建って取付道路をするのか、住宅が建つ前に取付道路をするのかも、住宅ができた後は多分補助金申請等で補助が認められるんじゃないかと思いますが、建つ前だったら難しいという感じがしています。そこら辺も、鶏、卵ではございませんけれども、そういうところも住民の皆さん、議会の皆さんと相談しながらやっていければというふうに思っております。

ほかの地区に関しましても成果品が上がっておりますので、議会の皆さんには提示していきたいというふうに思っております。

それから、河原地区の道路、28号線につきましても、益城町の町長のほうに直接相談しまして、今後できるだけ実現できるように進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）松浦君、3回目、まとめてください。

○3番議員（松浦哲也君）ありがとうございました。

時間の関係もありますので、2問目の質問に移らせていただきます。

○議長（西口義充君）では、次、お願いします。

○3番議員（松浦哲也君）職員の人事異動についてです。

私は、村議会議員になるに当たって、「皆様の声を村政へ」ということをキャッチフレーズで掲げましたので、このことに限らずいろんなことについてたくさんの意見を私は聞かせていただいております。

今回、住民のたくさんの方々から、これは心配の声ですね。4月の職員の人事異動がありましたと、その中で住民福祉課の人員が何人も削減されているようですと、そして同時に課長も係長も一緒に異動になっているということで、たくさんの心配の声をいただきました。私もいろいろ、そうですかということで、ちょっと私なりに調べさせていただきますということで、去年の令和6年4月1日の住民福祉課の人員が、この事務分担表を見させていただきましたが10名でした。そして今年、令和7年4月1日、職員が7名です。会計年度職員は別ですよ。7名です。ということは、この事務分担表を見る限り3名の職員が減っているということです。

もちろん、人事権は村長のみが持っていらっしゃるということは私も重々承知しております。また、人事異動は非常にデリケートな部分が多いということ、そして、村長でないと分からないところもたくさんあるんだなというふうには思っております。

そこで、少しこの人事異動については皆さんの声が非常に強かったものですから、ちょっと厳しいことも言わせていただくかもしれませんが、今回の人事異動のコンセプト、基本理念、どういう考えでこういう人事をされたのかというのが、まず1点です。

それと、4月1日に人事異動がなされました。この人事異動の福祉課の職員が毎日遅くまで残業されているようですと。昼休みも何かお客さんがいっぱい来て食事も取れないときもあるんじゃないかと、そういった声も聞きました。

職員はもちろん体調を崩したときは病休で休まなきゃいけない。もちろん年休も取らなきゃいけない。そして、今は働き方改革、これもきちっと守ってしなきゃいけないということです。

それで、私は、この9月1日に新しい社会人枠での新規採用があるというふ

うにも聞いておりますが、そういうことも踏まえて、その9月を待つまでもなく、3人住民福祉課の職員が減ったということで、ぜひ早めに住民福祉課に職員を補充すべきではないかというふうに思っておりますが、その点についてよろしくお願いします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

令和5年第4回定例会での一般質問におきまして、以前、尾崎議員より全庁を対象とした外部委託による業務量調査ということでご質問をいただきました。その後、業務委託には至っていませんが、村独自で部署間での出出勤状況や年休取得状況、残業や休日勤務などの状況を定期的に調査を行ってまいりました。

各課で1人当たりの数字を見てみますと、残業や休日勤務におきましては、その差が課によって10倍以上、大きく開いているところもございます。それに比例して、残業が多いところは年休や特別休暇の取得率も少ないといった傾向がございます。特にある部署におきましては、他部署と比較してみますと、恒常的に突出した時間外、休日勤務をはじめ、年休や夏休みなどの特別休暇などもなかなか消化できていないところもございます。職員の中からは、あの課には残業とか休日勤務が多くてなかなか休めないんで、あの課には行きたくないという職員からの声もよく耳にします。

西原村のように限られた職員定数の中で、これらの課題を解決していくためには、根本的な人員配置を見直す必要があると以前から感じていました。ある部署の職員を増やそうとすると、どうしてもある部署はやむを得ず減ることになります。特定の課、特定の職員に業務が過大に集中することを改善し、全体としての業務効率を向上させることが行政サービスの向上につながってくるというふうに考えております。

また、当村のような小規模な自治体におきましては、1人の職員が複数の業務を担わなければならない、さらに最近は業務の内容が多様化、複雑化しており、職員一人一人に求められる役割や責任も増大していると感じています。1人の職員が過大な業務を抱え込み、1人で残業している姿も少なくありませんが、一方で課内の職員間で協力し合い、難局を乗り越えているところもございます。目指すところは後者のほうでありまして、1人に背負わせるのではなく、みんなで協力して進めていけるよう課の体制をつくってくださいと常々幹部職員へお願いしているところでございます。

これを受けまして、課によっては試験的に課の係、課員を1年間で隣同士、入れ替えて、より詳細な業務の把握、また職員間でのチェック体制の充実や、繁忙期などには複数の職員が協力し合えるよう、行政サービスの向上に取り

組んでいる部署もございます。また、職員が自身のキャリアに応じた業務に従事できるようスキルアップ、個人の能力を最大限に発揮できるよう適切な研修や支援を行っていきながら成長を促進する環境を整備することも重要であると思っております。

人事政策としましては、社会人枠での職員採用を行っておりますが、これは多様な視点や経験を持つ人材を取り入れることで、職場内の活性化、行政の質の向上、サービス向上を目指す取組も併せて行っているところでございます。

ご質問の人事異動に関する基本的な考えにつきましては、部署ごとの業務がまず円滑に、スムーズに、効率的に提供できていること、それから職員間の業務量と申しますか、残業であったり、年休の取得状況や休日勤務の状況などを総合的に判断して配置を考えたつもりでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君） 2回目、続けてください。

○3番議員（松浦哲也君） ありがとうございます。

村長の今回の人事に対する人事異動のコンセプト、基本理念、考え方は分かりましたが、時間外、休日勤務、年休取得などにより総合的に判断をしたということですね。

今回、4月の人事異動の4月と5月の時間外の集計表を私も頂きましたが、ちょっと発表させていただきます。4月が、今、一番残業が多かったという、じゃ、A課としましょう。A課が平日、4月の時間外ですよ、21時間、平均4.2時間。住民福祉課が4月は平日が131時間、深夜が3時間、合計134時間、平均26.8時間。じゃ、5月を見てみましょう。5月はそのA課が合計39時間、平均5.6時間。住民福祉課が合計150時間、平均30時間の残業をされています。つまり、人事異動があった後の4月、5月を見れば、住民福祉課の残業は突出しているということです。

私は、少し話がずれますが、あそこに喫煙所がありますが、よく職員がたばこを吸いに行かれています。それもいいでしょう。しかし、あれはもちろん年休を出さずにそこでたばこを吸われている。たばこを吸う人とたばこを吸わない人、吸わない人は黙々と仕事をされているというその違いがあると思います。それもいずれは検証しなきゃいけないかもしれない。

また、村長は基本的な考え方について、部署ごとの業務、行政サービスが円滑、効率的に提供できることと言われました。住民福祉課長も住民福祉係長も、住民福祉課とは、私は初めて異動されたんじゃないかなというふうに思います。大変失礼な言い方をいたしますが、私はその課長も係長もあまり業務の内容に精通されていないところがあるんじゃないかなというふうに思います。プロフェッショナルがいないというふうに私は感じておりますし、人数も減っていると。行政サービスが円滑、効率的に提供できないというふうに私は思

っています。むしろ迷惑を住民にかけることがあるかもしれない。

私が言ったことを含めて、また、3月議会で私は住民福祉課に子育て支援係を設置してはどうですかというふうに言いました。ぜひ、住民サービスの観点から、住民福祉課の職員を増やしてあげていただきたいというふうに思いますが、もう一度お願いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）住民福祉課だけ、4月、5月の残業だけを見ますと、確かに突出しているかと思います。特に以前はなかなか、夜遅くまで残っていても出さない傾向でありましたので、特に出してくださいという指導の下、出してもらっています。あわせて、一応タイムカードのほうも全庁的に取ってまして、4・5月はまだ集計は行っていませんけれども、ほかの時間帯を見ても、よその課も残業は出さないけれども夜遅くまで残っているという結果も出ています。特に今の時期は住民福祉課だけじゃなくて、税務課とか総務課とかも夜遅くまで残っているような状況でございます。タイムカードと残業があまりにも開きがあったときは、こちらから直接指導して、きちんと残って業務をやっているのであれば残業を出してくださいという話もしているところでございます。

喫煙の話もございました。喫煙をしている職員は、やっぱりそういうこともあってなかなか残業を出さないような、自分たちはちょっとたばこを吸っているんで出しませんという話も聞いておりまして、これも松浦議員が言われるように、後々改善していかなければいけない問題であるというふうに思っております。

それから、住民福祉課を増やしてほしいということなんですけれども、やっと、多分恐らく今、住民福祉課とほかの厳しいところの差が大分埋まってきているような状況で、少なくなったところは特に大変で、言われたとおり経験が少ない職員が上も下も入ってしまったということで、やっぱり私も大分悩んだんですけれども、なかなか業務がうまく進まなかったというのがあって、もう思い切って入れ替えて気持ちを新たに進めていったほうが、先々考えて進んでいくんじゃないかというふうに感じて、今回の異動に取り組みました。

細々はなかなか言えることはできないんですけれども、指示をしても跳ね返りがないというか、業務ができなかったことも多々あったりとか、例えば住民福祉課で今残業していますのが、ほぼほぼ1人または2人なんですけれども、それをできれば課でみんなで少しずつ手伝ってやっていけば、1人が3、4時間、5時間残るんじゃないかと、1人が1時間30分ずつ残ればまだまだいけるんじゃないかというふうに感じておりますので、できればもうちょっと動向を見て、こちらあんまり厳しいときとかはその場その場で対応してい

たいというふうに思っております。

それから、9月の採用につきましては、別の課で予定をしまして、今、定員数もございますので、増やせばみんなが楽になるのは分かっているんですけども、これからどんどん人口が伸びていくという、ある程度、5年10年は伸びると思うんですけども、それから先はやっぱり先細りしていった人口も減っていくと考えたときに、あんまりこの時期に定員を超すような人員を増やしてしまうと、村の先々を見据えてもなかなか難しいんじゃないかということで、できれば任期付とか会計年度とかで、あまりにもよそとの差ができてくるようであれば、そういう対応で今年度はやらせていただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）3回目、まとめてください。

○3番議員（松浦哲也君）村長の思いも分かりますけれども、今の4月、5月の現状も踏まえて、そしてこれからそういうのが続くようであれば、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思っております。

もう時間ありませんけれども、村長も家に帰れば家族がいらっしゃいます。役場職員は、村長、あなたの職場での家族ですよ。どうか大事にしてあげてください。

これで一般質問を終わります。

○議長（西口義充君）続きまして、受領番号2番、2番議員、加藤博敏君、件数2件、発言を許します。

（2番議員 加藤博敏君 登壇 質問）

○2番議員（加藤博敏君）2番議員、加藤博敏です。

通告書に従いまして質問を行います。

梅雨の時期となりました。この時期、毎年のように日本各地どこかで人的被害を伴うような豪雨災害が起こっております。そのようなことが、ここ西原村でも起きることが十分考えられます。

私、消防団長として、6月2日、阿蘇郡市で、また6月5日、西原村において水防連絡協議会が行われ、事前防災等について説明があり、出席いたしましたわけでございます。改めて、その説明の中で思うことは、住民の方々の危機意識の向上が防災につながるということが分かりました。

そこでまず、昨年、11月か12月かそのあたりですけれども、各地区において防災について説明会があったようでございます。県が主導して。そのときの内容といいますか、また住民の方々の反応、そのことをちょっとお聞きしたいと思えます。

また、これまで大雨等が予想されるとき、避難所を開設されて住民の方に避難を促しておられるわけでありましてけれども、過去5年間程度でもよろしい

ですので、どのくらいの方の住民が避難されているのか教えていただきたい
と思います。お願いします。

○議長（西口義充君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）加藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の危険地域の住民説明会についてですが、こちらは熊本地震後、
県による新たな土砂災害危険箇所の調査が行われています。昨年の説明会は、
その調査結果と新たに土砂災害警戒区域等の指定を行うに当たり、住民の方
への周知を目的に行われたものでございます。説明会は熊本県阿蘇地域振興
局土木部が主催していましたが、それには役場からも建設課と防災担当課で
あります総務課も同席しております。

その詳細につきましては建設課長と、避難関係の状況につきましては総務
課長より、順次説明いたします。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）ご質問の住民説明会は、土砂災害警戒区域に係る土地
所有者に対し案内通知を出し、役場と地元公民館等で11月に2回、12月に1回
の計3回行われております。説明会は多くの方に参加していただくため夜の
開催としておりましたが、対象者256名に対し、参加者は69名で参加率は高く
ありませんでした。

説明会の趣旨は、村長が申し上げましたとおり、警戒区域に指定することで
土砂災害が発生するおそれがある区域を認識していただくことでございます。
このため説明会では、土砂災害防止法についての説明と、地区ごとに警戒区域
として指定予定の箇所を地図に落としたものを配付されました。

ご質問にありました参加者の反応ということでございますが、中には自分
の土地が突然危険な区域に指定されてしまったということで戸惑う方もいら
っしゃいました。しかし、改めて危険箇所を知ることで速やかな警戒避難につ
ながることと、各集落内の危険箇所の情報共有という趣旨を説明し、おおむね
ご理解いただいたと感じております。

しかしながら、今回の説明会参加者は決して多くありませんでした。このた
め、今後も土砂災害警戒区域等にさらに関心を持っていただけるよう、ホーム
ページや広報紙等あらゆる媒体で土砂災害防止法と土砂災害警戒区域の周知
に努めていきたいと思っております。あわせて、区域指定での結果は西原村地域
防災計画、防災マップ等にも反映されますので、警戒避難体制の整備に有効活
用できればと思います。以上でございます。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）私のほうからは、過去5年間の体育館等への避難者数

についてお答えいたします。

令和2年9月、これは台風でございますが、構造改善センター、山西小学校、河原小学校、両体育館へ合わせて67名の方が避難されています。次に令和4年9月、これも同じく台風でございますが、構造改善センター、西原村総合体育館へ合わせて49名の方が。あと令和5年6月、これは大雨によるものでございますが、構造改善センターへ2名の方。あと同年7月、これも大雨でございますが、構造改善センターへ30名。また同年、令和5年8月、これは台風でございます。構造改善センターへ5名の方が避難をされております。翌年、令和6年6月、これも大雨でございますが、西原村総合体育館へ5名の方が。同年8月、これは台風でございますが、西原村総合体育館、山西小学校、河原小学校、両校体育館合わせて35名の方が避難をされております。以上が過去5か年における避難者数の合計でございますが、193名の方が避難をされているという状況でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）2回目、お願いします。

○2番議員（加藤博敏君）ありがとうございます。

先ほども申しましたとおり、やはり住民の方々の一人一人が危機意識を持ってもらうことが一番防災につながると。これをどう高めていくかが、私ども消防団も含めて、皆さん方も含めて、それが一番課題であると思います。

例えば布田地区でいいますと、これはハザードマップを見る限りにおいて、想像を超えるような大雨が降った場合は、布田川と、あと下小森から流れている川とでほぼ孤立してしまうような状況でありますので、いかに住民の方に周知していくかが一番鍵になると思います。

それと、それを含めまして、6月5日の村の会議におきまして、地区防災計画がそれぞれ地域で策定があまりなされてないと、西原村においては。そういうことでございましたので一緒になって進めていきたいと。それと、西原村避難行動支援者制度というのもございますが、個人情報保護の観点からいろいろ難しい点があるかと思いますが、自主防災組織としまして、消防団にも共通してそのあたりの人数、人員等を把握して素早い行動を取っていただきたいと思っております。

5月25日に行われました発災型の避難訓練、役場の職員の皆さん方の対応というのを私、役場で見させていただきまして、本番と言うといけないんですけども、そういうことが起きないのが一番ですけれども、十分対応をされておりました。あとは、その訓練に参加される人々も年々ちょっと減少されておることと、先ほど建設課長の話もありましたけれども、そういった土砂崩れ対応に対して参加者もそんなに多くないということでございます。これから、先ほどのように一緒になって、住民の方々の危機防災意識の向上を

進めていきたいと思いをします。

それと、もう一点としましては、これは平成24年7月の九州北部豪雨におきまして阿蘇市で大変大きな被害が出ました。そのときは午前2時前頃より午前6時頃にかけて猛烈な雨が降ったと。それによって大きな被害が出たと。午前2時半前頃はあまり雨が降っていなかったんですけども、突然の雨ということで大変な被害が出たわけでありましてけれども、これを例えば西原村に置き換えてすれば、どうにかして午前3時ぐらいとかに村長が避難指示を出すとか、夜中でありましてけれどもそういったことも必要じゃないかなと。今はかなり気象庁のほうも、予報を正確になるべく早く出せるようにこれからもますます精度を上げていくということでございますし、県のほうからもホットライン等で村長なり村のほうに行くということになっております。

消防団が以前、主導の建物火災の場合はサイレンが鳴って出動したわけですけども、現在は苦情が来ているのかどうか、サイレンを鳴らしてないんですけども。消防団のことは、火災については今はもうLINEがありますのでいいんですけども、夜中でも遠慮なく、これ危ないと思ったら早めに村長が防災無線なり携帯電話なりで村に緊急通報を行って、早めの避難を勇気を持って行ってもらいたいと思います。意気込みというところとちょっと言葉が違うかもしれませんが、村長から、どうかよろしくお願いします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）加藤議員が申されましたとおり、近年、自然災害の頻発に伴い、避難指示の早期発令が求められるようになってきました。特に高齢者や妊婦、乳幼児、障害者の皆様への配慮が必要とされています。早期発令することにより、避難への準備であったり、その心構えが早い段階から可能となり、そのことが自助を促すことにつながるというふうに考えております。

現在、本村での避難指示の早期発令につきましては、熊本地方気象台によるリアルタイムでの気象状況の共有として、常時開催されるオンライン会議による気象解説と、それによります避難警戒レベルの助言を基に、迅速に住民の方々が容易に避難可能な時間帯で、かつ天候が安定した日中で避難可能となるよう、早期での避難勧告、指示を発令することとしています。また、災害対策本部設置や避難所開設・閉鎖、応援要請などの発災時の対応については、阿蘇郡管内の市町村長及び空港周辺の町村長、首長間で情報共有を行ってまいり、そのときそのときの判断の材料とさせていただいております。

避難情報の提供につきましては、避難指示などが出された際、すぐに避難行動できるよう、村の防災無線、公式LINE、村のホームページを活用し、その周知徹底を図っているところでございます。さらに、高齢者や障害者が避難する際には、移動手段や避難所での生活環境についても考慮する必要があります。

ますので、避難困難者の皆様には、住民福祉課で要支援者リスト作成により、村と区長との情報を共有することで、きめ細かにその対応ができる体制をつくっているところでございます。

以上が、事前の避難準備を住民の方々へ促す自助とつながる避難勧告指示の早期発令についてでございます。

また、非常に大きな豪雨であったり台風の際には、気象庁や整備局より、各町村の首長と総務部課長へのホットラインでの連絡が入るようになっておりまして、必要な場合は、県からのＬＯ派遣、整備局からのテックフォースなど直接村へ派遣いただき、関係機関と迅速、リアルタイムに連携できるシステムになっています。

今後とも、気を緩めることなく、安全で安心な地域づくりを進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（西口義充君） 3回目、お願いします。

○2番議員（加藤博敏君） 昭和28年6月26日に豪雨災害があつておると。先ほどの松浦議員の話からしましたら、これはまだ西原村ではなかった当時であるようでありますけれども、そのとき1人の方が亡くなられて複数人がけがをされたということで、それ以降は人的被害というのはどうも西原村で起きてはいないようであります。今後もそれを続けるようにしていきたいと思っておりますし、また、担当課長さんにおかれましては、避難所の設営と管理等、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君） 村長に答弁求めなくていいですか。

○2番議員（加藤博敏君） もういいです。次の質問に移りたいと思います。

原野の維持管理のことについて質問をいたします。

皆さんもご存じだと思いますけれども、今年の春先、岩手、岡山、愛媛と大規模山林火災が発生いたしました。また、県内においても阿蘇市、南阿蘇村において原野火入れ時に火災が発生いたしております。

そして、村内においても、原野火入れ時の飛び火によるものと思われる火災が発生いたしました。その当時、業者が材木を切った後、置いてあつたということで、枝も払って、それはその業者の財産であると私も思いまして、どうにか消さなければいけないのじゃないかなと、消防署の方と一緒にいろいろ段取りをしておったわけでありまして、大変急斜面が続き、ホースも届かないというような状況で大変厳しい状況だったんです。そのとき、村長の鶴の一声といいますか、燃やしてうっちゃこう、あとは保険でどうにかするからということで、ほっとしましたというか。ほかに燃え広がるという状況じゃなかったものですから、ひとまずは帰って、また次の朝、早朝にということになっ

たわけでございます。そのときの保険といたしますか、今のそういった火入れ時に対しての保険はどういう状況にあるのかというのをまずお尋ねしたいと思います。

また、消防団といたしましては、火入れ時、今後、火災がないように準備をしていかなければならないという観点から、私も消防団の幹部会議において各分団長には、皆さん、それぞれの地区の役員ということになっておるわけにありますから、防火帯をきちっと整備してもらうように各地区お願いをしたいということを言いました。それに伴いまして、新たな防火帯の新設なり恒久的な防火帯の設置について、村の補助といたしますか、そういう現状はどうなっているのかということを質問したいと思います。

それから、熊本県の木村知事が、新聞、あるいは県議会の答弁において、阿蘇の草原の維持活動の取組をより強化すると、持続可能なものとなるような仕組みを構築していくと答弁されております。それから、村長も度々挨拶等と言われておりますけれども、住みたい田舎ランキング全国８位に西原村が選ばれていると。これはやはり、私個人の考えですけれども、俵山とその広がる原野の風景のある自然環境が要因にあると思っております。この風景を維持していくためにも、火入れというものは今後もどうにかして続けていきたいと。ただ、地区によっては高齢化等の問題が出てきて、今後どうなるかという点もございます。今後も安全に火入れを継続していくため、村の取組についてお尋ねしたいと思います。

それから最後に、今年度から新しく商工観光課ができたわけございまして、観光にも力を入れていかれると思っております。そして、俵山登山も再開されて大変にぎわっていたようであります。そうすると、今後、俵山、あるいは原野に登山なり、ピクニックなり、立ち入る方も増えてくるんじゃないかなと思いますが、昨年、原野火入れ時にも登山客がちょっと一の峯辺りに入られたという事案もありましたけれども、今後、開かれた原野にしていくなために、迷惑行為等が今まであるのかどうかも併せて質問をいたしたいと思います。お願いします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）加藤議員のご質問にお答えいたします。

この西原村は、面積で申しますと山が６割、原林山野ということであります。原野火入れにつきましては、現在、財産を有する集落が実施主体となって、村の許可を受けて火入れを実施していただいているということとなっております。火入れを実施する集落につきましては、高齢化や後継者の不足により維持管理が困難な状況となってきた地域もありまして、原野火入れの存続の危機が懸念されているところでございます。これは当村だけではなく、阿蘇管

内のほとんどの市町村が同じような問題を抱えているんじゃないかというふうに認識しています。

そのため、公益財団法人阿蘇グリーンストックからボランティアの協力等を得ながら、現在火入れの維持に努めていただいているところでございます。先ほど話がありました夜の消火につきましても、夜の山間部での消火ということで、人命第一ということで中止したほうがいいんじゃないかということをお願いさせていただきました。

保険の加入状況、防火帯の補助金等の詳細につきましては、この後、産業課長より答弁をさせていただきます。以上です。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）加藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の原野火入れ時の火災損害保険についてですけれども、令和4年に阿蘇管内において実施された原野火入れで、強風等の影響もあり、多くの山林原野の火災が発生いたしました。本村を含めた多くの市町村では、高齢化や参加者の減少により原野火入れの存続が難しく、火入れの継続が危ぶまれ、翌年度以降の原野火入れが継続はできないと判断される声も多く寄せられたところでございます。このような状況から……

○議長（西口義充君）産業課長、すみません、マイクをもう少し近づけてもらっていいですか。

○産業課長（中西 聡君）失礼しました。

翌年度以降の原野火入れの継続が難しいと判断される声が多く寄せられたことから、熊本県が中心となりまして、原野火入れに特化した火災損害保険が令和4年度に整備をされたところでございます。これに本村も加入しておりまして、令和7年現在は、本村を含む阿蘇6市町村2団体が加入している状況でございます。

次に、防火帯の新設補助についてでございますけれども、集落の方々の大きな負担となっている防火帯の設置につきましては、現在も村単独で設置補助金を交付しております。交付単価につきましては、以前は防火帯設置に対しまして国設置基準単価の5割相当を交付しておりましたけれども、令和3年度から、国が設置している防火帯設置単価の8割を交付させていただいているところでございます。5割から8割に増加させていただいた背景には、防火帯設置場所にもよりますけれども、急傾斜な場所等も多く、集落での自力施工が困難な場所につきましては、業者や森林組合などへの委託で防火帯を設置していただき、極力地元の方々の負担を軽減して火入れを継続していただきたいことから、増額に至った背景がございます。

ご質問にありました防火帯の新設補助につきましては、新たに防火帯を設

置する場合等がございましたら、予算措置等や現場確認等がございますので、早めにご相談、ご協議をしていただいて、設置補助の対象として前向きに検討していきたいと思っております。

また、恒久防火帯につきましては、今現在、補助の要綱等がございますので、建設課のほうに土地改良事業の補助に関する条例というものがございまして、こちらを利用させていただきまして、コンクリート舗装を予算の範囲内で行った事例が数件ございますので、こちらのほうも新設防火帯の件と併せまして早めにご相談、ご協議をしていただければと思います。

2点目でございます。原野火入れを継続していくための村の関わり方についてですが、本村の原野火入れ面積は約560haあります。各原野に有する入会権により関係集落が火入れを実施していただいております。この入会権につきましては、非常に古い権利でありまして、俗に言う慣行使用権に類するものであります。各原野にて財産権の捉え方が違い、財産権である入会権を持つ集落は、いずれも先ほど言いました高齢化と過疎化が進み、向こう10年先の存続も困難である集落もあります。

原野火入れは、原野の維持及びダニ駆除、山火事防止などを目的としておりまして、原野の持つ機能を維持していくためにも大変重要なものであると考えております。村としての関わり方も大変難しいものと捉えており、原野火入れを継続・維持していくために、あらゆる方面から可能な限りの支援を検討していきたいと思っております。

続きまして、登山客等の迷惑行為等はあるかのご質問でございますが、こちらで把握できている範囲でお答えさせていただきますけれども、まず登山口付近での登山者の無断駐車の問題、集落内を通行する地区住民以外の交通マナーの問題、バイクや自転車で登山をする方がいるという問題、また、そのような方と徒歩での登山者との間でトラブルになった問題など、様々な課題や問題があると把握しております。

まずは、地域の方のご意見や方針などと協議を行いながら、村でのルールづくり等がこれから必要になってくるのではと考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）2回目、お願いします。

○2番議員（加藤博敏君）ありがとうございました。

何しろニュース報道でも消防団員がもうくたくただというインタビューがございまして、今、消防団員に対しても、分団再編をやって負担を軽くしたいと、今後も活動してもらうためにそういう取組をやっておる中でありますので、ぜひともこういった大規模山林火災が起こることだけは避けたいという思いからでございますので、今後もしろいろとよろしく願いいたします。

次に、村有林の維持管理についてでございますけれども、以前、台風で倒木が起き、これは県外の話なんですけれども、そのままなかなか手つかずの状態です、その後、大雨が降って河川に流れ込んで大変な被害が拡大したということがございましたけれども、今、山林の管理についてはどういう状況でありますでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）山林の管理状況についてご説明したいと思います。

現在、本村所有の村有林は454haありまして、維持管理につきましては、西原村森林整備計画を策定しております。この整備計画とは、市町村が5年ごとに作成する10年を1期とする計画であります。地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の方法及び森林の保護、路網整備等の考え方を定めた森林づくりの構想となります。この整備計画に基づきまして、一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について、山林の造林、間伐などを行う施業者が森林の公益的機能も考慮した持続的な森林経営計画を立て、維持管理を行っているところでございます。

近年の村有林の管理状況といたしましては、令和4年度から令和6年度において、約46haの村有林及び部落分収林等の山林が間伐等の事業に取り組んでおります。豪雨後や台風が過ぎた後などの巡視は行っておりますけれども、現在は定期的な巡視が実施できてないこともございますので、今後、定期的な巡視を行えるよう、総務課と協力して検討・協議を進めていければと思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）2回目、続けてください。

○2番議員（加藤博敏君）ありがとうございました。

大変広い原野山林がありまして、その管理というのも大変なことだと思いますけれども、それと同時に材木の価格もずっと低迷しておりますなかなか厳しい状況であると思いますけれども、村のほうでも、今後とも維持管理にご協力をお願いしたいと思います。

これをもちまして、私の質問を終わります。

○議長（西口義充君）答弁を求めなくて大丈夫ですか。

○2番議員（加藤博敏君）はい、私、今ので大丈夫です。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午前11時24分）

（午前11時34分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、4番議員、尾崎幸穂君、件数2件、発言を許します。

（４番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○４番議員（尾崎幸穂君）皆さん、おはようございます。４番議員、尾崎です。

通告書に従い、２件の質問をさせていただきます。

まず１件目、中学校の部活動地域移行について。

令和６年１２月１０日、スポーツ庁及び文化庁の有識者会議において、部活動の地域移行は地域展開へと名称が変更されました。これにより、部活動を学校から完全に切り離すのではなく、学校をベースとしつつ地域の力を連携して活用していくという柔軟な方針が打ち出されました。

文部科学省では、２０２３年度から２０２５年度までを改革推進期間とし部活動改革の取組を進めており、改革推進期間の２年目となる２０２４年、地方公共団体の取組状況についてフォローアップ調査をしたところ、２０２３年度以降、地域移行（地域スポーツクラブでの活動）に取り組む部活動数が増加しており、休日への移行では２０２５年度までに２万３、３０８部活動。これは調査に回答があった中で数になります。約５４％が地域連携または地域移行（地域スポーツクラブでの活動）を予定、平日以降に関しては２０２５年度までに８、７６７部活動（３１％）が地域連携または地域移行を予定しているとの調査結果でありました。

また、令和７年５月１６日には、スポーツ庁と文化庁による有識者、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議において、令和１３年度までに休日の部活動を原則として地域で展開するという改革の最終取りまとめが行われたとのことでした。

この取りまとめを受け、文部科学省、スポーツ庁、文化庁では、１、地域クラブ活動の認定制度の構築、２、地方公共団体への十分な財政支援、３、相談窓口の設置やアドバイザーの派遣など地方公共団体へのきめ細やかなサポート、４、最終取りまとめで示された内容の周知・広報などに取り組み、地域の様々な課題に対応しながら部活動の地域展開などの全国的な実施を推進していくとのことでした。

こうした国の動向を踏まえ、本村における部活動の地域展開、地域移行の現状と今後の方向性について、以下の点について伺います。

令和７年９月から休日部活動地域移行に向けた準備状況について。

本村では、令和７年９月から休日の部活動を地域移行するということが発表されました。

その点で、１つ目、中学校の部活動から地域移行への流れはどのように行うのか。

２つ、小規模な本村において、受皿となる地域団体や指導者の確保が課題となるが、中学校で行っていた吹奏楽部も含む部活動全ての地域移行をできるのか。

3つ、現在の状況はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○議長（西口義充君）教育長。

（教育長 中村賀一君 登壇 答弁）

○教育長（中村賀一君）尾崎議員におかれましては、平素から本村の教育行政に対するご理解並びにご支援を賜り、感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、尾崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、中学校部活動地域移行は、進展する少子化、運動種目に係るニーズの多様化、教員の働き方改革等を踏まえ、令和5年度の移行開始から3年間を改革推進期間として、文部科学省及びスポーツ庁が施策を進めている改革でございます。まずは令和7年度末までに休日の移行を目指しているところでございます。

そこで、本村では、これまでPTAや各種スポーツ団体等による協議会の設置、また、学校関係者との意見交換の場としての校内委員会の設置、さらには、生徒、保護者、教職員を対象としたアンケート調査や説明会を実施し、協議内容や意見を総合的に勘案し、夏季中体連終了後、新チームの活動が開始されますタイミングを節目として、本年9月から休日の部活動地域移行にする予定でございます。各種大会の開催は主に休日になりますので、生徒引率は休日の指導者が行い、大会参加申込み等の事務に関しましては、従来どおり教職員が担当いたします。

ただし、休日の指導者の活動に対しましては、謝金という形で対応していくことになります。また、平日の部活動の実施につきましては、これまで同様に教職員による学校部活動を継続いたします。

この地域移行を進めるに当たりまして、最大の課題は指導者の確保でございます。現段階におきましては、吹奏楽部も含めて、一応の指導者を確保することができている状況にはございます。しかし、指導者が1人体制の種目等もありますので、さらなる人材の確保や、場合によっては保護者の見守り等も依頼する場合がございます。

今はそういった現状でございますので、確実に9月以降には移行をしたいと考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）2回目、お願いします。

○4番議員（尾崎幸穂君）地域移行に伴う保護者や地域の負担とその支援策についてお伺いいたします。

部活動の地域移行によって、保護者には中学校での部費以上の負担や送迎、地域に受皿となる団体がなく、個人として指導を受け持っていただく方には運営の負担が発生すると考えます。

村として、これらの負担を軽減するための支援策や仕組みづくりは検討さ

れているのか、また、活動場所や施設利用に関する調整や支援体制は整っているのか、お伺いいたします。

○議長（西口義充君）教育長。

○教育長（中村賀一君）先ほど申し上げましたように、休日の部活動の指導者に関しましては謝金が発生いたします。原則的には受益者負担を考えておりますが、経済的負担の軽減のために、現状の部活動費以外に月当たり1,000円を保護者に負担いただき、不足分を村で補助する形を考えております。

また、活動場所につきましては、従来どおり学校施設を利用することになりますが、吹奏楽部に関しましては練習場所が校舎内ということがございますので、教職員以外の指導者が休日に指導する場合にはセキュリティ対策、これが必要になってまいります。また、総合体育館や村民グラウンド等の体育施設につきましては、負担軽減のために、従来どおり減免措置を行ってまいります。以上でございます。

○議長（西口義充君）3回目、お願いします。

○4番議員（尾崎幸穂君）受益者負担と公的負担とのバランスなど、費用の負担の在り方は検討する必要があると思います。月当たり1,000円、不足は村が負担ということで、かなりの補助をしていただけるのじゃないかなと思っております。

3つ目におきまして、平日を含めた全ての部活動の地域移行の課題への対応についてお伺いいたします。

将来的には、平日も含めた全ての部活動を地域で展開するという方針となっておりますが、この全面移行はいつ頃を目指しているのか。

また、小規模な本村において、所属していた部活がなくなったりすることは、先ほどの指導者は確保できているということで、ないとは思いますが、受皿がもし村外とかいうふうな感じになった場合、保護者への負担の増が理由から部活動に入らない子どもたちが増えるのではないかと考えますが、それに対応する施策はあるのか。また、活動する機会を失った子どもたちが、運動不足により肥満になる傾向も予想されますが、何か対策はあるのか、お伺いいたします。

○議長（西口義充君）教育長。

○教育長（中村賀一君）まず、この完全移行でございますけれども、本村としましては、令和9年度から令和10年度をめどに完全移行を進めていきたいと考えております。この完全移行が進んでまいりますと、教職員の負担軽減も図ることができまして、最終的には教育力の向上につながると思っております。まずは、これが1点目でございます。

今現在、西原中学校における部活動の加入率は50%程度でございます。

年々下降傾向にあります。村内や村外の様々な運動クラブへの加入も想定されますが、移動交通手段等の問題によりまして、先ほどもおっしゃいました運動機会を失うおそれのある子どもたちが想定されます。これは非常に喫緊の課題でございます。

そこで、本村としましては、運動機会の創出を考えた場合に、西原村には総合型クラブ、カラスポがございます。この連携も考えていきたいと思っております。このカラスポは、村民全てに対する運動機会の創出がございます。あわせまして、本村にはジュニア育成関連クラブございますので、ここも受皿にしながら、しっかりと子どもたちのために取り組んでいきたいと考えております。

今後とも、スポーツ活動を通じた体力の向上、それから健全育成を目指しながら、子どもたちの育成を図っていききたいと思っております。基本的には、地域移行に関しましては困難な部分が様々でございます。しかし、この一連の対応を教育の質の向上に向けた教育環境の整備として位置づけながら、早期の完全移行を目指していききたいと考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）まとめてください。

○4番議員（尾崎幸穂君）冒頭に話しました有識者会議などで出てきたクラブ活動の地域移行への課題が、どこでも同じ課題があったんですね。指導者の量の確保、持続可能な収支構造の構築、保護者、生徒の普及、啓発、理解、自治体、学校と運営団体、実地団体の連携体制の構築、これが大きなものがどこの自治体、どこのクラブでも課題となっておりました。

個別の課題におきましては、地域クラブ活動を担う運営団体、実地団体の体制の整備、指導者の質の保障、量の確保、活動場所の確保、活動場所への移動手段の確保、大会やコンクールの運営の在り方、生徒、保護者などの関係者への理解の促進、生徒の安全確保のための体制整備、障害のある生徒の活動機会の確保、こういうものが挙げられておりました。

本村でも同じような課題や移行後に見えてくる課題がこれからも出てくると思いますので、生徒が安心・安全に継続し活動ができる体制整備をお願いしたいと思います。

続いて、2件目の質問に移ります。

熊本地震から10年の節目、防災・減災について住民と考えるイベントについて。

来年4月、熊本地震から10年の節目を迎えます。震災当時、避難所で中心的な役割を果たしていた方々の高齢化や役場職員の退職・異動などで、震災時の記憶も徐々に薄れつつあります。こうした現状を踏まえると、当時の教訓や経験を次の世代につなぎ、防災意識を改めて高める機会が必要ではないかと考

えます。

以前、村長は、熊本地震を振り返るシンポジウムを開催したいといった趣旨を発言されていましたが、これまで本村では熊本地震に関連した防災フェスタや追悼、振り返りなど大きなイベントは開催されていませんでした。地震の記憶が薄れないうちに当時を振り返り、住民の防災意識を高めるためにも、記念イベントや啓発行事の開催を検討してはいかがでしょうか。村長に伺います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

令和8年4月、来年4月にご承知のとおり、本村でも震度7を観測し、関連死を含む9名の尊い命が犠牲となった平成28年熊本地震から早くも10年を迎えます。全壊家屋512棟、一部損壊を含めると村内全ての住居が被災し、道路や農地など本村が未曾有の被害を受けた災害となりました。多くの村民の皆様が避難生活を強いられ、この先、西原村はどうなるんだろうかと不安を感じたときもありましたが、本村の復旧・復興も残すところはあと大切畑ダムとなっていますが、そのほかは全ての事業を終えることができました。これもひとえに全国からのボランティアの方々であったり、国、県、市町村からの自治体職員のおかげであり、今でも感謝の念に絶えません。これから先は、お世話になった多くの皆様への恩返しとともに、村内はもとより県内外の多くの方々へ熊本地震の経験を傳承することで、被災した西原村の役割を果たしていかななくてはならないというふうに考えております。

お尋ねの記念イベント、またはその啓発行事につきましては、村を挙げて、これまでお世話になった方々への感謝、恩返しをテーマに開催し、村内それぞれの地域で当時を思い出していただき、それぞれの催しができないかというふうに考えています。

また、能登半島地震で被災されましたある自治体と、町村間の交流をはじめ、災害時の連携支援などを目的に、災害協定の締結に向けて話を進めているところでございます。能登半島で被災された方々をこの10年を迎えるイベントにお招きして、復興後の集落見学、復興を経験した村民との交流により、少しでも元気を取り戻せるような企画も恩返しの一つとしてできないかというふうに考えています。熊本地震からの復旧・復興と同じように、行政主導でなく住民主導でできるようなイベントにできないかというふうに考えております。

一方で、先ほど言われましたシンポジウムであったり、振り返りの協議会とか話合いみたいなものに関しては、行政主導で行っていければというふうに思います。

このイベントは来年4月に開催ということで、もしかしたら今年度の補正

予算、9月か12月の定例会で予算をお願いするかというふうに思いますけれども、そのときには議会の議員の皆様にもご理解いただければと思います。

このイベントに関しましては、今年設置しました商工観光課のほうで担当させたいというふうに思っておりますので、詳細については商工観光課長より答弁をさせます。以上でございます。

○議長（西口義充君）商工観光課長。

○商工観光課長（山田 孝君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

質問にございました、熊本地震の記憶が薄れないうちに、当時を振り返り、住民の防災意識を高めるためにも記念イベントや啓発行事の開催を検討するとの件につきまして、現時点で想定する企画案についてお答えさせていただきます。

まず、村長の答弁にもございましたように、熊本地震から10年の節目の年となりますので、復興のシンボルとして建設されました西原村運動公園、総合体育館を核とした式典等を企画したいと考えております。また、式典に併せまして、感謝や恩返しをテーマとして、ご支援いただいた方々に対する感謝祭的なステージやマルシェなどを開催し、震災が発生した時間での追悼キャンドルの灯火等も検討したいというふうに思っております。

また、各地域や集落単位で復興記念のイベント、また復興の記念誌等の作成に対しまして、総合政策課にあります地域づくりの補助金を活用して、拡充した支援といった形で集落での取組を応援したいというふうに考えております。

また、防災所管課であります総務課のほうで、防災講演会や座談会、熊本地震を振り返り、経験したからこそ可能な防災体制の構築のための意見交換などを、商工観光課のみならず、総務課や総合政策課を含む全庁の協力を得ながら、全村民参加型での取組が企画できればというふうに考えております。

先ほど村長のお話にもありましたとおり、今年度中から準備等にも取りかきたいというふうに考えておりますので、補正予算等、村議会としてのまた取組等もございましたら検討いただければ、今後のご教示としていただければ幸いです。以上です。

○議長（西口義充君）2回目、お願いします。

○4番議員（尾崎幸穂君）住民参加型という形で進めていくという話でしたが、これも多分、地区によって温度差があるのではないかなと思います。その辺の行政としての補助というか、後押しというか、そのようなことは考えていませんでしょうか。

そして、今回限りでなく、防災・減災のイベントや取組を継続して行う考えはないか、併せてお伺いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）ご質問にお答えいたします。

やっぱり活発的な集落と、停滞しているというか、そうでない集落があると思います。一応、地域づくりのほうで担当職員を1地域に1人ずつ配置していきまして、これももっと活性化させたいと。地元住民と役場職員の交流というか、お手伝いをもうちょっと今よりさらに活発化させたいと思っていますので、これを機に進めていきたいというふうに思っております。

また、話によれば、この集落とこの集落は一緒にとかいう話も出てくるかと思しますので、そこら辺は柔軟に対応していきたいというふうに思っていますので、できますならば、これからなんですけれども、何かお困りのときはどんどん役場の職員のほうにお声がけいただければというふうに思っています。

次に、これから10年後どうするかということなんですけれども、これも住民さんに話を聞きながら、できれば最低5年ぐらいおきには、そんなに大きいのはできないかもしれないんですけれども、伝承と振り返り等々しながらやっていければというふうに考えております。

また、防災訓練であつたりとか、この前ありました区長会も、梅雨前の防災会議等においても、何か熊本地震からの振り返りとか、できればそういう小さいことからもつなげていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）3回目、お願いします。

○4番議員（尾崎幸穂君）大きなイベントとかではなく、継続的に振り返りを生かしたフィードバック、それを生かした地域での活動みたいなものを村も一緒にしていただきたいなと思います。現在、震災を経験してない若い世代が増えていく中で、語り継ぐ仕組みや地域の防災教育をどう継続していくかという観点からも、一定の仕組みづくりを村と一緒に考えていかなければならないのではないかと思います。

もちろん、自主防災組織自身でやっていかないといけないとは思いますが、これもやはり地域によって温度差があります。それをどう村として確立させていくかですね。それがあつたがゆえに、熊本地震の際は今まで顔見知りであつたので協力してできた。しかし、今、そこまで、もう新しい人たちが入っていく中でそんな密な交流がない。そういうことも含めた上で自主防災組織の活発化をさせていただきたいと思います。その支援という形は、村としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）尾崎議員から今話がございます。現在、振り返りを毎年地元でされている集落も幾つかございます。敬老会と併せてお世話になった方々への恩返しで、東北のほうだったり新潟のほうと交流されている集落も

ございますし、地元のほうで振り返りをされている集落もあって、それはいい見本として、持続可能な形でその集落、集落でされているところもございますので、そういうところと併せて、特に新興住宅地とかはあんまり隣近所の顔が分からないということもありますので、そこはそこで昔から知っているところは知っている集落とか、新興住宅は新興住宅のいいところ、悪いところもありますので、そこはそこでできるやつを、一番重要なのはそういう中で自分たちで考えてもらうというのが村の目指すところであって、お祭りとかイベントのみならず、いろんなやつを住民主導型に切り替えていきたいという私の思いもございます。

地元のほうでこういうのをしたいんだけどもという、補助金がないかもしれないんですけども、そういう要望に、議会の皆さんに相談しながら、補助金とか必要であれば補助してやって、どうにか村全体を住民主導型でやっていけるような村政にできればというふうに思っていますので、こういう機会を大いに活用していただいて、まずは自分たちで今何がやりたいのかとか、どういうことができるのかというのを考えていただいて、村のほうにご提案いただければというふうに思っています。以上でございます。

○議長（西口義充君）まとめてください。

○4 番議員（尾崎幸穂君）今後の災害対応能力を高めるためにも、自主防災組織の確立、あとは防災士と消防団などとの連携した形を村を含めて取っていければなと思っております。震災の経験と教訓を風化させないように、長期的視点に立った施策の検討を村と一緒に考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の質問は終わります。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午後 0 時 0 2 分）

（午後 1 時 1 0 分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問、受領番号 4 番、1 番議員、山下圭介君、件数 1 件、発言を許します。

（1 番議員 山下圭介君 登壇 質問）

○1 番議員（山下圭介君）こんにちは。1 番議員、山下圭介です。

通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は 1 件、夜間の騒音対策についてです。

夏が近づくにつれ、村内での夜間の騒音、特に暴走族の活動が増加する傾向があります。気温が上昇し、夜間の交通量が減少する夏場の季節は、暴走族に

とって活動を活発化させる絶好の機会になります。私もバイクが好きで、夏の夜が大好きです。だからこそ、この騒音問題についてはしっかりと向き合っていないかと思っています。住民の方や私自身も、最近の夜間のバイクの騒音は耐え難いものがあると感じております。

そこで、1つ目の質問です。夜間の暴走族等による騒音について、実態の把握や住民からの相談はあるか、お聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）山下圭介議員のご質問にお答えいたします。

暴走族は、深夜に暴走行為を繰り返し、車両の通行妨害、爆音により安眠を妨げるなど、地域の皆さんの平穏で安全な生活を脅かす存在であることは認識しているところでございます。村内における夜間の暴走行為については、突発的かつ短時間に起きているということから、その直接的な把握はできていない状況で、また、住民から直接役場への通報や相談、要望は今のところ上がっていませんが、このような暴走行為、騒音については、私も最近、住民さんからよく耳にするようになりまして、その事実については気になっているところでございます。私の家からでも、県道堂園小森線の総合体育館付近の直線部を通過するぐらいから爆音が鳴り響くのが分かっています。

この関連につきましては、総務課長より答弁をいたします。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）山下圭介議員のご質問にお答えしたいと思います。

暴走族に対する指導や取締りは、一義的には警察が所管するところではございますが、地域の皆さんの平穏で安全な生活を脅かす暴走族は、追放、根絶することが重要であることから、県警による「暴走をしない、させない、見に行かない」といった暴走族追放3ない運動についての広報や、ホームページ等を利用して暴走族の追放・根絶の機運を村内で醸成するとともに、暴走族に関する情報の提供等を村としても広く村民の方々に対して呼びかけていこうと考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○1番議員（山下圭介君）ありがとうございます。

私は現在、西原ニュータウンに住んでおります。西原ニュータウンは、県道28号線熊本高森線に面しており、週末にもなると、多いときには100台以上のバイクが連なって爆音を響かせながら走っています。地元ニュータウンの寄り合いでは、騒音についての議題も多く、警察に相談しても改善されないのであれば、自警団をつくって自分たちで取り締まりたいという意見が出るほど、切迫した問題となっています。

先日の6月7日土曜日、ちょうど吉井村長の村政報告会があった日です。その日も午後10時から11時の間、100台以上のバイクがエンジンを吹かしながら通っていきました。私は日頃からSNSを使用して村のこと、個人的な活動や思いなどをいろいろ投稿しているのですが、その日も県道まで出て動画を撮影し、「夜間の騒音問題、6月定例会で一般質問します。住民の我慢も限界です」と投稿しました。すると、もうたくさんの方からメッセージをいただいて、「今日のはひどい」とか「本当にどうにかしてほしい」、「子どもが怖がって眠れない。警察に電話しようかと思いました」、ほかにも、「時代が時代なので難しいところもありますが、自分たちが住むこの西原村の安全や平穏な暮らしを邪魔させるわけにはいきません」、「これから梅雨に入るので、少しはおとなしくなりますが、梅雨が明ければまた同じことの繰り返しです。今のうちに早めの対策をお願いします」など、たくさん意見をいただきました。本当に深刻な問題と思っています。

私も何度か西原駐在所所長の山下警部補に相談させていただきました。山下警部補もとても熱心な方で、先ほど村長や総務課長より回答があった今の現状を細かく教えていただきました。今の西原村の現状を本部に上げているが、警察本部では、やはり住民の方からの110番通報が重要ということでした。これに基づいて適切な対応が行われます。通報履歴は、後に問題を追跡したり、地域の治安状況を把握するための重要な情報源になります。しかし、110番通報も、「騒音などで警察に通報していいのだろうか」、「119番通報みたいに頻繁に連絡することで、より深刻な状況の人に迷惑をかけないだろうか」など、通報には少なからず抵抗があり、毎回通報できる方も少ないと思います。

補足ですが、私が調べた110番通報と119番通報の違いを紹介します。ご存じとは思いますが、再確認のため聞いてください。

110番通報の目的は警察への通報です。事件や事故、犯罪を目撃した場合、または自分が被害に遭った場合の通報です。犯罪や緊急事態に関する通報のための番号なので、必要な場合は頻繁に利用しても問題ありません。ただし、皆さんご承知のとおり、不要な通報やいたずら通報は法律で禁止されています。一方、119番通報の目的は消防や救急への通報です。119番も緊急のための番号ですので、火事や救急の事態などには迅速に通報する必要がありますが、緊急性がある場合のみ通報すべきとのことでした。

先ほど、SNSの件で住民の皆さんからのコメントの中で、「子どもが怖がって眠れないから警察に通報しようと思いました」とコメントしてくださった方と、次の日、直接会う機会があったので話をすると、「ちょっと夏が怖いんです。本当に電話しようかと思いました」と話されていたので、「そうなんですよ、通報したほうがいいですよ」と伝えたところ、「やはり通報することで

いろいろ聞かれたりするのがちょっと面倒で抵抗がある。圭介さんは通報しましたか」と聞かれました。そういえば、私も通報まではしていなかったと反省しました。

今の状態では、通報しないことは暴走族を容認しているということになりかねませんので、今回の一般質問を通して、住民の皆さんへ周知していきたいと思います。とはいえ、通報も大事ですが、全て警察任せというわけにはいきません。

ここで、2つ目の質問です。

現在、村と警察との協力体制はどのようなものか、今回は騒音対策なので、現在、暴走族対策はどのように位置づけられているのか。これまで実施された具体的な対策や取組があれば、成果はどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）村と警察との取組であったり、情報共有、協力体制につきましては、この後、総務課長より答弁いたしますが、この問題につきましては最近始まった問題ではなく、私が役場に入庁した当時、20代の頃もう既にあったと記憶しています。暴走族の乱暴な運転であったり、対向車線を越えるジグザグ運転、2人乗り、3人乗りとか、騒音・爆音問題がもう本当に昔からございました。

以前、私がちょっと記憶があまり覚えていないんですけれども、俵山の馬頭公園に行って、パトカーと積載車を置いて、高森線沿いを通過する暴走バイクを一つ一つ止めて、注意喚起を促すような取組をした記憶がございます。山下圭介議員からも自警団という話があったけれども、その当時、どういった経緯で、どのようなメンバーで、地元住民だったのか消防団主体だったのかもちょっと記憶が定かではございませんけれども、日曜日とか祝日の前によく来るということで、馬頭山駐車場で、警察署と合同で取締りに参加した記憶がございます。

このような取組が依然、今の時代に合っているか、できるかどうかはちょっと検討しないといけないというふうに思っています。村としましても、今後、問題意識を持って、大津警察署と連携し、行政としてできる限りの対策を行っていきたいというふうに思っております。

それから、この問題は本村だけでなく、暴走族は、例えば熊本市内からとか菊陽町、益城町方面から来て、西原村を通過して阿蘇方面へ行ったりとかしていると思いますけれども、もうこれは西原村のみならず、近隣市町村、同じ問題を抱えている自治体も少なくないというふうに思っています。西原村は大津署に属していますけれども、菊陽町と大津町とまずは連携して、情報共有や暴走族対策を広域的に取り組んでいくことも効果を発揮するんじゃないかと

いうふうに考えています。

3町村には、防犯協会連合会であったり、安全管理者等協議会もございます。その中でも、情報の共有であったり、必要であれば警察への要望など、できるかできないか分かりませんが、大津署管内のみならず、できるだけその輪を広げて広域で取り組んでいけるように、近隣自治体の首長へもこれから相談していきたいというふうに思っております。

村と警察の取組や情報共有、協力体制につきましては、この後、総務課長より答弁いたします。以上でございます。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）私からは、村と警察との協力体制はどうかというご質問に対してお答えしたいと思います。

大津警察署からは、毎月、交通事故や犯罪発生情勢、交通や防犯に関する被害防止のための注意喚起や各種施策の情報提供を受けており、防災無線や広報西原等で村民の皆さんに周知を図っているところでございます。

夜間の暴走行為等の違法行為につきましては、議員のご指摘どおり、110番通報等による早急な対応がまず最初であると思います。警察が到着する前に暴走族等が立ち去ってしまうようなことがあるかと思いますが、通報された情報や意見、要望が取締り等の対策に生かされていくことになると思います。

村としても、夜間の暴走族等について実態把握に努めるとともに、村民の皆様から寄せられた暴走族に関する情報等は、その都度、大津警察署へ提供し、取締り等の強化をお願いしていきたいと思っております。また、警察署が把握している暴走族などの活動状況などについても、村としても情報共有できればと考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○1番議員（山下圭介君）ありがとうございます。

警察の協力は必要なことですので、しっかりと情報を共有していただきたいと思います。

私も、夜間の騒音対策、暴走族対策について対策を考える中で、西原村のふるさと市場からセブンイレブン阿蘇西原店までの県道206号線、そして、河原地区から俵山へ続く県道28号線に夜間の電光掲示板などの注意喚起を促すものが少なく、設置することで騒音対策や交通安全にも役立つのではないかと思います。最近、パトカー型の赤色灯つきのパネルを設置している自治体も多く見かけます。電光掲示板だと、掲示する言葉、内容によって暴走行為の抑止はもちろんです。騒音対策以外にも、設定によって様々な告知を行うことができます。西原村のほうでしっかりと対策を講じることで、県警本部のほうにも、西原村は本気で対策をしてきているという姿勢も伝わります。そして、

何より住民の方にも、ちゃんと対策を取ってくれているという信頼につながると思います。

ここで、3つ目の質問です。区長会議などを通じて意見を募り、設置場所を選定して電光掲示板やパトカー型のパネルを設置することはできないでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）山下圭介議員のご質問にお答えしたいと思います。

夜間の交通事故防止対策として、パトの看板等の電光掲示板は、交通事故多発の情報提供により、安全運転や減速を促すことによる速度抑制につながり、交通事故防止の効果があり、特に通過する交通への効果が高いと思われます。暴走行為の防止効果もあるとは思いますが、特定の地域を行き来する暴走族への効果は一時的なものにとどまり、効果が高いとは言い切れず、費用対効果の観点からも、現時点での導入及び活用については、それに代わるものも含めて、今後の検討とさせていただきたいと思います。

つきましては、前述しましたとおり、まずは、夜間の暴走族等についての実態の把握、県警による暴走族追放3ない運動の周知や暴走族追放・根絶の機運の醸成、村民の皆様方から寄せられた暴走族に関する情報等の警察への提供など、積極的に行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）まとめてください。

○1番議員（山下圭介君）ありがとうございます。

私もこれから暴走族対策をして、西原村は暴走族にとって走りにくい村ということを、住民の方と、そして役場の方と何か対策ができるように考えていきたいと思います。また、検討のほうよろしくをお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（西口義充君）ただいまより議案審議に入ります。

日程第2、報告第1号、令和6年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）報告第1号についてご説明いたします。

ファイル、令和6年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをお願いいたします。

報告第1号、令和6年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和6年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告

する。

令和7年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

タブレット端末、2ページをお開きください。

令和6年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回ご報告します事業は、総務費3件、民生費2件、農林水産業費3件、土木費3件、教育費1件、災害復旧費2件の合計14件でございます。事業名等は記載のとおりでございます。

続きまして、3ページを開けていただきまして、下段でございます。

翌年度繰越額は合計で3億3,265万円、財源の内訳といたしましては、既収入特定財源320万780円、未収入特定財源、こちらは国県支出金1億8,739万2,000円、地方債4,730万円、一般財源9,475万7,220円となっております。

各事業の進捗状況についてご説明いたします。

地域公共交通計画策定事業につきましては、事業出来高ベース100%となっております。

通学路防犯灯設置事業につきましては、事業出来高ベース95%となっております。

地籍調査事業につきましては、事業出来高ベース5%となっております。

非課税世帯等支援給付金事業につきましては、事業出来高ベース95%となっております。

地域福祉センター増改築事業につきましては、事業出来高ベース20%となっております。

経営発展支援事業については、事業出来高ベース20%となっております。

サツマイモ基腐病緊急対策支援事業につきましては、事業出来高ベース70%となっております。

担い手確保・経営強化支援事業につきましては、事業出来高ベース20%となっております。

道路新設改良事業については、事業出来高ベース30%となっております。

道路橋梁費震災対策事業につきましては、工事出来高ベース20%となっております。

辺地道路維持事業については、事業出来高ベース80%となっております。

文化財展示施設設計業務委託事業については、事業出来高ベース50%となっております。

現年度道路橋りょう河川等災害復旧事業については、事業出来高ベース50%となっております。

過年度道路橋りょう河川等災害復旧事業につきましては、工事出来高ベースで40%となっております。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、坂本君。

○6番議員（坂本隆文君）6番議員、坂本です。

地域公共交通に関してですけれども、これは、これからどういうふうな運行とかをされる予定ですか。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

こちらの繰越明許費のほうにつきましては、公共交通計画の作成ということで、一応進捗率は100%ということになります。今後、今年度の当初予算でいきますと、益城町と熊本空港を結びますライナー便の実証運行等を計画しておりまして、10月1日をめどにスタートするように、今準備をしております。以上でございます。

○議長（西口義充君）6番議員、坂本君。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

そのルートとかそういうのまでは、もうこれで決まっているんですか。どこで止まって乗せるとか。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）今、益城町と最終の詰めということで協議をさせていただいております。ある程度決定した時点で、議会のほうにはご相談させていただければと思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、松浦君。

○3番議員（松浦哲也君）3番議員、松浦です。

地域福祉センターの増改築事業の件ですが、これは今後どういうふうに展開するのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）お答えいたします。

地域福祉センター事業につきましては、協議会のほうで検討させていただいておりまして、一旦中止ということで話をさせていただいております。

これはなぜかと申しますと、利用者の問題であったり、今後の民間の参入状況であったりとか、基本的に算出されましたのが増改築に係る費用で、新築の

場合、約15億円程度かかるという話がありました。現在の利用者を見てみましても、減少傾向でそれほど多くないということで、費用対効果から考えても、村の財政、それから建物の古い順からいっても、やっぱり小・中学校よりも地域福祉センターのほうがまだ年数がたっていないということで、一旦白紙に戻させていただいて。

要望が上がっていますのは、お風呂関係のボイラーがもう相当寿命が来ていまして、部品もなかなかないということで、できればそういう最低限のことをやらせていただいて、同時に、第2世代交付金というものが新しく創設されておりまして、それで規模的にどこまですれば補助がつくかはちょっとまだこれから出てくるのが予測していますけれども、補助金が少しでも落ちるようであれば、もう一回、最低限の修復だったりとか、更衣室等の職場環境の充実を図っていければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これで報告第1号、令和6年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第3、報告第2号、令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総合政策課長に求めます。

（総合政策課長 堀田和也君 登壇 説明）

○総合政策課長（堀田和也君）報告第2号につきましてご説明いたします。

報告第2号のファイルをお開き願います。

報告第2号、令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和7年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款1事業費、項1事業費、事業名、工業団地造成事業、金額6億6,345万9,000円。翌年度繰越額6億6,245万9,000円。財源内訳としては、地方債3億4,230

万円、一般財源 3 億2,015万9,000円となっております。

工業団地造成事業の内容といたしましては、鳥子地区新工業団地造成事業に伴います造成工事、調整池整備工事、排水路整備工事等の事業でございます。5 月末までの事業進捗率は25%となっております。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5 番、堀田議員。

○5 番議員（堀田直孝君） 5 番、堀田です。

造成も大分進んでおりますが、本来であれば3月議会で聞く予定だったんですけれども、ちょっと体の調子が悪くて聞いておりませんでした。私も造成に関してちょっと興味があったんでいつもあそこを通っておったんですけれども、造成の途中で鉄くずとかがらとかがかなり造成地の横に置いてあったんですけれども、あれは造成過程で出てきたんですか、それとも、ほかから持ってきて置いておったのか。そのがらはどうされたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）お答えいたします。

鉄くず等につきましては、材料とかの包装とかそういったものもありますし、若干の昔の農地の部分にあった一部の廃材とか、そういうのもあったようでございます。こちらのほうにつきましては、適正に産業廃棄物ということで処分のほうをさせていただいております。以上でございます。

○議長（西口義充君） 5 番、堀田議員。

○5 番議員（堀田直孝君）処分履歴とか、どこに処分を委託したか、予算的には幾らかかったか、その辺お分かりでしょうか。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）処分等の履歴につきましては、事業者から出ているマニフェスト等について明細があると思いますけれども、ちょっと今、本日、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどの回答ということでよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑。

○5 番議員（堀田直孝君）予算も後で、予算どのくらいかかったかは。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）工事費の中の産業廃棄物処理費ということになるんですけども、工事が終わった分につきましては、もう精算ができておりますので明細が分かると思います。現在進捗中につきましては、まだ精算が終わっていませんので、まだ今のところは金額等はまだ分からないところでございます。終わった分につきましては、後ほど、またお調べしてお伝えしたいと思います。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）6番、坂本です。

関連ですけども、よろしいでしょうか。

工業団地は、繰越明許になることはもう知っておりまして、私達も頑張っ
てほしいというふうには思っていたんですけども、この6区画が全部、工場
がもう埋まったという話ですけども、これはこういった内容で決められた
のかを教えてください。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）お答えいたします。

昨年に公募のほうを行いまして、まず、製造業のほうというところで募集を
させていただきまして、公募させていただきました。その後、選考委員会の選
考を経て、決定をさせていただいたという経緯がございます。以上でございま
す。

○議長（西口義充君）6番議員、坂本君。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

これ、選考委員会の中に議員は入っておりましたでしょうか。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）お答えします。

選考委員の中には、議員さんの方は入っていらっしゃいません。以上でござ
います。

○議長（西口義充君）6番議員、坂本君。

○6番議員（坂本隆文君）我々は議員になりまして、委員会もありますけれども、
また、こういうものに対してやっぱり責任がありますので、言うなれば、企業
誘致特別委員会というのがございます。これ、私、桂議員、山下一義議員、松
浦議員、山下圭介議員で成り立っております。しかしながら、私たち、招集も
内容説明も一回もあっておりませんけれども、これはこういったことでは
うか。

○議長（西口義充君）副村長。

○副村長（田島由紀君）ただいまの坂本議員のご質問に対してお答えします。

最初の選考委員会に関して、議員さんが中に入ること、それと議会の関与、ご説明については、選考委員会に議員さんを入れるということに関しては、当初、村のほうでも検討いたしまして、県のほうにも相談いたしまして、通常、県のほうの例を挙げますと、こういった入居企業の選定、そういったものに当たっては、やはり利害関係が発生するというおそれもありますので、議員のほうに選考委員会に入ってもらっているという事例はないというふうに確認した上で、村のほうでも検討いたしまして、私を筆頭とした選考委員会のほうを立ち上げさせていただいております。

そして、先ほどの企業誘致特別委員会の招集に当たっては、委員長のほうが招集をされるという認識でいるんですけれども、もし必要に応じて招集がかかれば、説明員として私どもも参加させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（西口義充君）6番議員、坂本君。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

利害関係とかその辺があるかもしれないということではありますが、もしこれをすぐに承認してくれというふうに言われたとき、私たちは内容を何も知らないまま、議会にぼんと出されて私たちは承認できないと思います。これはもう全議員が、そういうふうにやはり控室で思っていることを言って、そういう話になっております。

本当に、6企業全部知っている人がいるかといったら、誰も知らない。1つぐらいは聞いている。あと議長も話してあるのかというふうにお聞きしましたところ、知らないということとは、例えば6企業が決まった段階で、こういう企業が来ます、その企業はどういったものなのかを、そちらから早急に出していただくべきではなかったかというふうなのが我々の見解であります。ちょっとこれは、もう皆さんが議会軽視ではないかというふうに思っているしやいますので、この辺をちゃんとしないと、本当にそこが大丈夫な企業なのか、西原村に本当に利益をもたらす会社なのかというのは、我々、今一切分かっておりません。これはどういうふうにこれから進めますでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）ただいま、恐らく1社、説明があっていると思います。それは、今は内定通知を村から出していまして、基本協定を行う前に議員さん方に説明をする予定でやっていまして、既に1社、基本協定を行っていますので、説明しているところでございます。基本協定に入る前に議員さん方にお話しする形で段取っているところでございます。以上です。

○議長（西口義充君）6番議員、坂本君。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

その場合に、議員の人たちがその会社は駄目だろうと言われた場合は、どうされますでしょうか。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） やはり議員さんたちがもうこれはいけないということであれば契約は締結しませんので、契約破棄という状況になるというふうに思います。以上です。

○議長（西口義充君） 6 番議員、坂本君。

○6 番議員（坂本隆文君） ありがとうございます。

でも、そうなれば時間が大分過ぎる。ということは、早め早めに、先手先手で議員の人たちに説明をして、それから進められたほうが一番早いんじゃないかと思います。順番を間違えると、これ大変なことになると思います。

先日、新聞に出ました内容もいきなり見せられて、議員の人たちは、本当に河原地区の議員の方たちが聞いていて、そこは何も言うなと言われておったんで、我々は一切知っておりませんし、例えば地図みたいなものが載っていましたから、先に別な不動産が入ってくると、それでまたご破算になって、せっかくいい話なのかそこは分かりませんが、そういうものが入ってご破算になった場所も、西原村ではないですが、近くの市町村もあっております。そういう順番をちゃんと決めていって。

日置村長は、我々議員と執行部は両輪だというふうに言われていますけれども、今の関係であると両輪になっていない。そういうふうに感じておりますので、ぜひ議長とお話をしていただき、そこで議員と話をしていただき、我々も秘密の話合いであれば一切口外しないという約束の下、進めていかなければならないというふうに思っております。また、これは西原村にとって一番大事なことはないかと思っておりますので、ぜひその辺を考えていただきたいと思います。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 熊日さんののは、何度も申しますが、こちらから情報提供も何もしていない状況で、向こうの取材の下にこちらに来られたものでございまして、発表したりとか、こちらから出してくださいというのは一切出していないところです。

企業さんの問題につきましても、もう本当に坂本議員が言われるように、早くからやっていきたいというふうに思っておりますけれども、熊本県のやり方等とか近隣町村のやり方を参考にしながら、できるだけ早い段階でお知らせできるような体制づくりを、もう一回、議員の皆さんに相談しながらやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君） 6 番議員、坂本君。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

ぜひ、我々議員だけではなくて、各係の課長さんの意見もよく聞いてその辺を進めていただいて、よい西原村をお互いにつくっていきたいと思いますので、その辺をどうかよろしくお願いします。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これで、報告第2号、令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第4、承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○税務課長（廣瀬 太君）承認第2号についてご説明いたします。

承認第2号のファイルをお開きください。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次のページをお願いします。

専第2号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の西原村税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び関係省令が令和7年3月31日に公布、同年4月1日に施行されることに伴い、西原村税条例も同4月1日から施行する必要があるため、専決処分とさせていただきますので、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容につきましては、別ファイルの承認第2号、西原村税条例の一部を改正する条例の概要によりご説明させていただきますので、ファイルをお開きください。

まず、条例改正の趣旨ですが、地方税法等の一部改正を踏まえ、西原村税条例についても改正の必要が生じました。

主な改正内容としましては、今般の改正は大きく5つの内容となっております。

1つ目は公示送達関係、2つ目は個人村民税関係、3つ目は軽自動車税関係、

4つ目は固定資産税関係、5つ目は村たばこ税関係でございます。

まず、1、公示送達に関する規定の改正でございます。

公示送達の方法について、地方税法及び同法施行規則の改正に合わせて改正を行うものでございます。公示送達とは、地方団体の徴収金の賦課徴収または還付に関する書類は郵便等により交付することとしておりますが、住所、居所、事務所等が明らかでなく、現地調査等を行った上でも、なお交付できない場合には、役場掲示板に必要な事項を掲示することで書類の送達があったものとみなす制度でございます。

現在、役場玄関前の掲示板に掲示することで行っている公示送達を村のホームページに公示事項を表示し、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を取るとともに、現行の掲示方法による掲示または役場庁舎内に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで公示送達を行うことが可能となるものでございます。

施行日は、令和5年法律第1号にあります地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日でございます。

なお、これは他法令における公示送達制度の見直しの適用時期を踏まえて実施される見込みとされております。

次に、2、個人住民税の改正でございます。

大学生年代の子らに関する特定扶養控除に係る規定の整備でございます。特定扶養控除に関し、控除対象となる年齢、19歳以上23歳未満の特定親族の所得要件を拡大するとともに、一定の所得要件を超えた場合であっても、新たに特別控除を設け、受けられる控除の額が段階的に低減する仕組みとするものでございます。

なお、概要にあります扶養控除所得要件や内容等については、地方税法改正での対応となるため、この税条例改正では、法改正に伴う文言等の追加のみでございます。

施行日は、令和8年1月1日でございます。

次に、3、軽自動車税の改正でございます。

アについては、道路運送車両法施行規則改正に伴い、新基準原付規定が第1種原動機付自転車に追加され、本条例の原動機付自転車の車両区分に総排気量0.125ℓ以下かつ最高出力4kw以下のものを追加するものであります。なお、既存の50cc原付との年税額は同額でございます。

2ページをお願いします。

イについては、障害者の社会参加を後押しするために、減免要件を拡大するものであり、ウについては、減免規定において、道路交通法の一部改正により、個人番号カードに運転免許に係る情報を記録することが可能になったことに

伴う軽自動車税種別割の減免規定の整備でございます。この減免規定において、運転免許証の提示の定めがあるため、個人番号カードと一体化した運転免許証、いわゆるマイナ免許証に対応した規定に改定するものであります。

施行日は、全て令和7年4月1日でございます。

次に、4、固定資産税の改正でございます。

アについては、長寿命化に資する大規模修繕工事を行った特定マンションに係る税額の減額措置申請手続に関し、特例措置を規定する見直しでございます。イについては、災害関係における特例規定の廃止に伴う改正であり、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨による被災住宅用地に係る固定資産税課税標準の特例や滅失等家屋に代わり取得した家屋や代替償却資産に対する固定資産税の減額措置に係る特例申請が令和6年度末で終了することにより、特例を受けようとする者がすべき申請規定が削除されるものでございます。

施行日は、全て令和7年4月1日でございます。

次に、5、村たばこ税の改正でございます。

加熱式たばこの課税方式を課税の適正化の観点から見直し、2段階に分けて、1本当たりの税額を紙巻きたばこ同等にするものでございます。

施行日は令和8年4月1日ではありますが、激変緩和等の観点から、同年4月と10月の2段階により実施するものでございます。

その他、条ずれ、項ずれ等に伴います所要の規定の整備も併せて行っております。

参考資料としまして、本議案ファイル8ページ以降に新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）5番、堀田です。

税改正ということで上位法が変わるんで、これはもう致し方ないということで了解しておりますが、1点、公示送達についてちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほど、課長のほうも送達、いろいろ例で言えば、納税通知書、督促状、そういうのが郵便で送られるというのが送達と一般的には言われております。そして、それで相手が返戻があったときにはどういうことをするかというと、差置送達、出会送達、この辺は副村長、収税課におられたんで詳しいと思いますが、そういうのをやる。それで、なおかつ送達ができなかったときにこの公示送達というのをして、相手に届いたものとみなすという、法律的にこ

これは絶対必要なものですね。送達がないのに差押処分したりとかしたら、今度は行政が完全な違反になるということで非常に大事なことでございますが、この送達による大事なことというのは何が出てくるかというと、国税徴収法と言う差押え。督促状発送、今送達して10日を経過したならば差押えしなければならないというのもありますし、この送達された日から、例えば延滞金の計算が始まる。それと、時効の中断、非常に大事なことであります。

実際、私もさっき、公示送達ということで玄関前、昼休み終わった後、ちょっと見てきたんですけれども、外国人の名前が幾つもあるということです。やはり人口が増えてT S M C 効果とか、効果だけいろいろ言われておる中で、外国人が来られた時点で、その送達の種類が増えたということになると、税金を未納されている外国人が増えているということと取ります。

今後、こういう人たちの滞納処分というのはできるのか、追いかけるのか。もうただ置いたまま外国に帰られたり、技能実習生もそこに置いたまま、結構自分たちの待遇のいいところに移動される方、移動される、逃げるとかいろいろ話が出ますけれども、そういう人たちの対応、どんなものだろうか。今の現状、そのあたりをちょっと課長にお聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）税務課長。

○税務課長（廣瀬 太君）ただいまの堀田議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、かなり多数の外国人の方が村内のほうにいらっしゃると思います。そのような中で、やはり関係してくるのが、税でいきますならば住民税、また国税、そのあたりが主に課税のほうになってくるような状況でございます。

例えば村内におられて、もう転出されたという場合でしたら、転出先ということが通常の住民さんと同じく分かるんですけれども、もう国外に出られたとなった場合、国外へ出られた先の住所というのは、もうこちらでなかなか把握はできないというのが今現状でございます。

そんな中で、郵便で通知を送った場合に、結局こちらのもともとの住民基本台帳上に国外転出ということになった場合、もう郵便が届かないということになりますので、先ほど申された公示送達というやり方のほうを行っております。

企業のほうに勤務で来られている外国人等もおられますけれども、大きな企業におきましては、企業の中で外国人を管理されたりとか、事前に集められたりとかされているかどうかはちょっと分かりませんが、管理されているところもあると聞いております。しかしながら、小さい企業とか個人経営とか、そういうところにおいてはやはりそこまで管理をされないということもございまして、一部の外国人の方におかれましては、やはりなかなか納税の

意識のほうがこちら側の思うようには持っていらっしゃらないという部分も
ございます。

そのような中で、公示送達を行ったところで、その後、もう滞納処分をする
財産もないという形になれば、おのずとルール上の滞納処分の執行停止を結
局行わなければならないのかなというふうなところが今の考えでございます。
以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村税条例
の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり決することに賛成の諸
君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第5、承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西
原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし
ます。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○税務課長（廣瀬 太君）承認第3号についてご説明いたします。

承認第3号のファイルをお開きください。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第
3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次のページをお願いします。

専第3号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい
て。

西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するこ
ととする。

令和7年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布、同年4月1日に施行されることに伴い、西原村国民健康保険税条例も同4月1日から施行する必要があり、専決処分とさせていただきましたので、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容につきましては、別ファイルの承認第3号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要によりご説明させていただきますので、ファイルをお開きください。

まず、条例改正の趣旨ですが、地方税法施行令の一部改正を踏まえ、西原村国民健康保険税条例についても改正の必要が生じました。

主な改正内容としましては、国民健康保険の被保険者間における保険税負担の公平性の確保及び中・低所得層の負担軽減を図る観点から、課税限度額の引上げ及び軽減判定所得基準の見直しでございます。

まず、課税限度額の引上げにつきまして、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の「65万円」から「66万円」に、また、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の「24万円」から「26万円」に引き上げるものであり、課税限度額の合計を「106万円」から「109万円」に改正するものであります。

次に、軽減措置に係る判定基準について、中・低所得者世帯の保険税負担に配慮し、5割軽減、2割軽減の軽減判定所得基準の見直しを行うものであります。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等に乗すべき金額を現行の「29万5,000円」から「30万5,000円」に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等に乗すべき金額を現行の「54万5,000円」から「56万円」に改正し、軽減措置の対象を拡充するものでございます。

施行期日は、政令改正の施行日に合わせ令和7年4月1日からとし、令和6年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

参考としまして、本議案ファイル、4ページ以降に新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されたものと決定します。

暫時休憩します。

（午後 2時21分）

（午後 2時30分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第6、承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）令和6年度西原村一般会計補正予算（第8号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）承認第4号についてご説明いたします。

ファイル承認第4号、専決処分の報告及び承認についてをお願いいたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

タブレット端末、2ページをお開きいただきまして、専第4号、令和6年度西原村一般会計補正予算（第8号）。

令和6年度西原村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,413万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3,280万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年3月31日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

1、追加。

款9教育費、項4社会教育費、事業名、文化財展示施設設計業務委託事業、金額352万円。

歳入においては、令和6年度の地方譲与税及び特別交付税等の交付額が年度末に交付決定されたことやふるさと納税災害復興復旧寄附金を災害復興基金に積み立てることについて、年度末までの歳入確定額から算出した額を歳出における基金積立金へ計上する必要がありました。このような必要な措置を講じるための予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分させていただきました。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

9ページから歳入でございます。

歳入見込みによりまして、予算の増減を行っております。

それでは、下段でございます。

款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金3,341万3,000円の増額補正でございます。地方消費税交付金の増でございます。

10ページをお願いいたします。下段でございます。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税5,032万8,000円の増額補正でございます。特別交付税による増でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目3ふるさと納税寄附金8,110万円の増額補正でございます。ふるさと納税寄附金等による増でございます。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7基金費2,100万円の増額補正でございます。災害復興基金積立金による増でございます。

款項同じく目8企画費4,818万7,000円の増額補正でございます。ふるさと納税寄附返礼品代等の最終的な額の確定に伴う増額でございます。

下段をお願いします。

款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費1,760万3,000円の増額補正でございます。ふるさと納税関連経費であるインターネット販売促進業務手数料の最終的な確定に伴う増額でございます。

あと、予備費に9,178万円の増額補正を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

7 番議員、中西君。

○7 番議員（中西義信君）7 番、中西です。

10ページと12ページ、収入支出でふるさと納税です。これが確定なのかなと思っています。8,100万円増の5億3,200万円、収入。4,800万円増の3億8,800万円が支出だと思います。パーセンテージにすると73%ぐらいが経費としてかかっているのかなと思います。大体こういうものなんでしょうか。

その下の商工費の1,760万円もふるさと関係とおっしゃられたから、インターネットの関係を足すと4億円ぐらいの経費になるのかなと思いますけれども、何かそこら辺の、それは去年補正か何かで、米の問題も入っているのかなと思ひながら、ちょっと内容の説明をお願いします。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）中西議員のご質問にお答えいたします。

歳入につきましては、大体予算額でいきますと5億3,250万円ということで、一応令和6年度の最終寄附額については、もうほぼこれと変わらないぐらい、5億3,180万円ほどというふうになっております。

歳出につきましては、こちらのほうにつきましてはあくまでこの時点は概算といいますか、3月の寄附分までを受け付けたただけであって、それからまた送料とかそういった形でちょっと流動的なことがございました。その中で、今現在、もうある程度経費の額が確定しておりまして、返礼品代等を含めたところでの経費につきましては大体2億5,970万円ほどかかっております。ですので、令和6年度につきましては、経費の割合につきましては大体48.83%で一応確定の予定でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに。

7 番、中西議員。

○7 番議員（中西義信君）その差額というか、大体何に使おうという話まではできているんでしょうか。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）お答えいたします。

このふるさと納税制度につきましては、一応、寄附者が使い道をいろいろ指定できるというところでもございまして、西原村のほうにつきましては、産業振興に関する支援ですとか、生活環境の整備に関する事とか、健康・福祉の向上に関する支援、教育・文化の向上に関する支援、協働の村づくり・施策の推進に関する支援というような形で指定されてふるさと納税される方もいらっしゃるし、指定がなしというところで寄附される方もいらっしゃる

す。

西原村では、指定がなしという寄附のほうが一番多くございまして約2億300万円ほど、あとそれぞれの寄附につきましては大体一千何百万円から8,000万円ほどの振り分けで、寄附の人が分かっているところでございます。これに基づきまして村の会計上で、それぞれの施策のところで財源として使うというところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）7番、中西議員。

○7番議員（中西義信君）いろいろ話題になっています教育関係とか、例えば給食じゃないけれども、そういったほうには回せないのかと、いかがなものですか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）回せないことはありません。指定してある以外の枠があれば、何に使っても構わないことになっていますので、何かご要望があれば、これから見える化をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）7番、中西議員。

○7番議員（中西義信君）よその町村の話でもあるんですけども、ほんの予算の枠の中の1%程度を回せば、福祉にも含めて何とかなるという話がこれまでもあったかと思います。ぜひ、そういったところにお金が回るように検討してください。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

1番、山下議員。

○1番議員（山下圭介君）1番、山下です。

6ページの社会教育費、文化財展示施設設計業務委託事業に関連しての質問ですが、震災ミュージアムの話もあったと思いますが、今どういう状況か教えてください。

○議長（西口義充君）商工観光課長。

○商工観光課長（山田 孝君）山下議員のご質問にお答えします。

震災ミュージアム関係、昨年度設計がありまして、そして設計額がかなり高額になりましたので、一度建物自体は少し待ってというような話になりました。今、文化財展示施設のほうを、もともとその場所と同じところに建設するという方向で教育委員会側で動いている部分について、一緒に合築をすることができないかというところで、今検討を重ねているところです。以上です。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

9番、桂議員。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

12ページの先ほど言われたふるさと納税返礼品の件についてお聞きしたいというふうに思います。

ここに2,400万円、それと経費が2,400万円、同等ぐらいに経費もかかっているということで、この件については、実際言って大体返礼品の3割、30%以下にするとか。これは寄附した人の分の3割です。それと、返礼品プラス経費で大体5割でしてくださいよということ、これ総務省から出ていますよね。

先ほどの答弁は全体的なやつを言ったんじゃないかなと。本当に返礼品も言われたと、これが欲しいと、そういう人については5割を超しているんじゃないかなと思うんだけど、どうですか。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）お答えいたします。

商品のそれぞれの細かなアイテムごとにつきましては、一部といいますか、3割を超えている部分はございます。やっぱり商品がどうしても高い、その分、送料がかからないとかという商品もございます。逆に言うと、返礼品が2割ちょいで収まっているけれども、送料が同じく2割ぐらいかかるというふうなところでかかっているアイテムもございます。総務省の報告といたしましては、村内の全体額というところで5割以内のルールというところで定まっておりますので、一応今回の令和6年度につきましては超えていないというところで把握しております。以上でございます。

○議長（西口義充君）9番、桂議員。

○9番議員（桂 悦朗君）それでは、備蓄米について、備蓄米を返礼品として使ったということを、昨日、総務委員会で村長と話をしたときにそういうふうな話がありました。備蓄米、これ今、国もこの備蓄米の問題で、テレビでも毎日出ていますよね。国も、国民のために備蓄米を出しているんですよ。要するに、何でもかと言ったら、今高騰している、米が足らん。そこで国も、もう苦肉の策ですよ。本来であれば、出すところじゃないです、災害時に出しますということですから。

西原村も一緒だと思うんですよ。西原村も、備蓄米にしたのは、住民のために、災害のあったときにはこれを出しますよということで備蓄米にしておるんですよ。12月のときに、そういうふうに話をされました。今回、備蓄米をそれに充てたと。これ、村長、全部充てたと言われたんですね。ということは、もう今、備蓄米はないということですよ。備蓄米がない。

しかし、この備蓄米というのは、西原村も村民のためにそれを使っていると。今回これだけ皆さん方が米を買うのに今大変な状況。それと、やっぱり去年から倍、米が高騰しておるわけです。そういうものに対して、皆さん方にやはり備蓄米を出して、西原村は、備蓄米があるから、これを出してやるというんだ

ったら、それは大賛成ですよ、はっきり言ったら。その代わり、私はただで出せというわけじゃないんです。それはある程度のやっぱり金額は出していますので、それで出すと。それが常識だろうと思うんですよ。

今、国がやっているのがそれなんですよ。今、小泉さんがやっているのは、もう安いやつを出して、もう何しろ皆さん方に米を食べてもらおうと、米離れせんようにしようということでやっているじゃないですか。やはり地域も一緒だろうと思うんですよ。やっぱり住民が生活しやすいような、そういうことをやっていかないと、私たち議員も一緒ですよ、執行部も一緒なんですよ。住民が大事なんです。だから、そこにやっぱり皆さん方はちょっと考えてやってほしいなど。それを返礼品で出して、要するに、よそに出してどうするんだということですよ、それ。そんなことをやっていたら、自分のところで、ここで計画立てて、備蓄米として取っておって、村民にそれを出していないというのはおかしいですよ。

それと、村民の中でも、やはり米を買いだめしたいけれどもあまりにも高いから買えないという人もあったと思うんですよ。そういう人たちに、やはり村の中でそういうものを出してやって、どこかで出しますよということでやっておれば、皆さん方はそこで買えるんじゃないかな。だから、それぐらいのことを考えて政策としてはやってもらいたい。村長、どうですか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）桂議員の今お話を聞いて、本当にそうだなというふうに思いました。村で出すときは、やはり備蓄米ということで無償を前提に考えていたんですけれども、無償じゃなくて、ある程度の価格で出すというのは、もう本当そのとおりのかなと思っていまして、本当に申し訳なく思っているところでございます。米が確保できるのであれば、加工して安く提供できるのであれば、そういう道もこれからすぐにちょっと考えていきたいなというふうに思います。

○議長（西口義充君）9番、桂議員。

○9番議員（桂 悦朗君）今朝の新聞に、高森町の米無償配布というふうに出ていましたよね。これについても、実際、米を子どもたちに出すとか、高齢者、もう買えない人たちに米を無償で出すとか、そういうふうにありますけれども、そうすれば助かる人もいます。しかし、村民は、やっぱりみんなに平等な考えを持って、買う人は買う、もう買わない人は買わないでもいいんですよ。しかし、それなりのことでやっていかないと、住民からもやっぱりまた苦情が出るんじゃないかな。

これは何でこういうふうにして出したと云ったら、多分、ふるさと納税品で出されているので、やっぱり自分のところにも何かこういうことをせんかと

言われていたと思うんですよ。だから、こういうふうにして出されたと思っています。だから、住民からの声を先に聞くんじゃないかと、自分たちから先にそういうことをやっていかないと駄目じゃないかなというふうに思う。

だから、今からは、やはりそういう問題でも議会に、私は議会にちょっと人力貸してください、こういうふうにしてやりたい、やっぱりそういうことをやっていかないといかんのと違うかな。先ほども言いましたよね、両輪じゃないと。やっぱりそれと一緒にですよ。やはり議会を、先ほども言いましたけれども、軽視したらいかんと言われたけれども、本当ですよ。そういうことで、やっぱり議会は議会で考えてやる。それと執行部は執行部で、やっぱり自分たちがやることをきちんとしたことをやっていかないと、村民はそこらあたり見ていますよ。今後は、そういうことで、お互いにそういうことを考えながら、注意しながら、そしてやっぱり議会もいかんのはいかんとやっぱり言えるようにならんといかんのかなと思っておりますので、今後はそういうふうな取組をしてください。よろしくお願いします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）先ほどの坂本議員からのご意見もそうなんですけれども、これからの議会の方へなるべく早い時期に、そういうふうに相談できる体制を取っていききたいというふうに思っております。また、議会のほうからも執行部のほうへ、こういうのを開いてほしいとか要請等は、柔軟に執行部のほうも対応していききたいと思っておりますので、よい案があれば、できれば議会のほうからご助言いただいて、ぜひうまく、早く、迅速に住民のためにやっていけるのであれば何でもやっていききたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

5 番、堀田議員。

○5 番議員（堀田直孝君）5 番、堀田です。

商工費は、12月の議会で私はかなり疑義を唱えて反対しております。その中で、そのときの答弁なんですけれども、一応ふるさと納税に使ったらおかしいと私は言ったんですけれども、少しでも使わせてほしいと。当時、尾崎議員の質問に対して、一応 J A をお願いしたと。問屋さんを 2 社ということで、先ほども村長は見える化ということをおっしゃったんで素直に答えてくれるんだろうと思いますが、その 2 社はどちらにあるのか、何という会社なのか。

それと、3,000 万円のうち 600 万円が委託料とおっしゃったかな。あと 2,400 万円。そのときに全部すぐ委託料で購入するとかそういうことは言われんで、取りあえず 500 万円からでも 1,000 万円からでもさせてくださいと言われたんですが、時系列にどういった購入のやり方をやったのか。

昨日の総務委員会では、全部放出したと。じゃ、子ども食堂、給食費、出すと、あれは約束じゃなかったんですか、議会に対して。それが全部出して、5,000万円もうけましたと言うた。ばくちじゃないんですね、公費は。たまたまもうけましたという言葉に私は驚きました。もうければいいという問題でしょうか。大事な血税を大事に投資させていただいて、ちゃんと、先ほど桂議員が言われたとおり、村民のために使う予算ならばいいけれども、たまたまもうけた。それで全部使いましたと、これでいいんでしょうか。

見える化ということで、今までの12月からどういった経緯で使われたか、どういった購入をやられたか、どういった経緯でなくなったか、その辺を説明していただきたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）本当に5,000万円もうかったということは、言葉に対して反省して、訂正させていただければと思います。本当に申し訳ございませんでした。

さきの議会で予算を計上させていただくときに、3,000万円上げさせていただきました。当時は、保管料、精米費用など必要なものを換算して、合わせて1俵3万円として1,000俵分、3,000万円と積算して予算を取らせていただきました。実際の契約に関しましては、契約先の見積書、あと実質、実際買ったのは1,071俵でございます。1俵当たり税込みで2万7,720円です。これにプラス、保管業務として別途30万8,880円の総額2,999万7,000円で契約をしております。

契約期間におきましては令和6年12月24日から令和7年3月31日までの期間で契約しております。

その後、備蓄米の保管契約に至らずとも、災害時の緊急対応ができるよう、追って、災害時における物資供給に関する協定を米の卸業者と締結いたしました。これにより、災害時の体制を整えることができたことにより、ふるさと納税で出してはどうかと。現況の米不足とかもあって、出してはどうかという判断に至りました。ここで、議員の皆さんにご相談をいただいて、先ほどのような案を聞ければよかったというふうに、現在、反省します。

委託先につきましては、総務課長より答弁します。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）堀田議員のご質問にお答えしたいと思います。

契約先でございます。契約先の名前としましては、株式会社カネガエ、所在地は福岡県八女郡広川町にある米の卸業者でございます。こちらは、J A阿蘇が納品するところの米の卸業者5社ございますが、その1社でございます。J A阿蘇のお米を取り扱う米卸業者というところでございます。こちらと

契約をしたというところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）5社あるうちのカネガエになった選考の理由は何でしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）J A阿蘇さんからご紹介いただいて、2社紹介されまして、そのうち対応できたのがカネガエさんだったということでございます。以上です。

○議長（西口義充君）5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）最後に質問。委託料で組まれておるのが、先ほどから購入と言いますが、購入って委託料で購入できるんでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）委託料といいますのが、調べましたところ、購入であったり、もみ擦りであったり、運搬であったり、そういうのを総合的に含めて、買ったとか運送してもらったりとかもみ擦りしてもらったものに関しては委託料ということで取り扱うということになっているというふうに認識しているところでございます。以上です。

○議長（西口義充君）5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）それでは、その明細を、後日でよろしいので提示していただきたいと思います。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

5番、堀田議員。

（5番議員 堀田直孝君 登壇 討論）

○5番議員（堀田直孝君） 討論させていただきます。

今回の承認、私は承認できません、今回は。といいますのが、やはり当初言った言葉と現在の言葉、全然違っておりますし、また、皆さんも当然公務員、私たちは特別公務員、ひょっとして今の答弁が財務規則に違反しちゃおらんところだろうかとかちょっと気になるころがありますので、ここで承認じゃなくて、後日の承認ということではなければ、ちょっと私は承認することはできないというところでございます。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「(専第4号) 令和6年度西原村一般会計補正予算(第8号) について」を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(西口義充君) 起立多数であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されたものと決します。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認め、次の会議は13日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさんでした。

午後 3時03分 散 会

第 3 号 (6 月 1 3 日)

令和 7 年第 2 回西原村議会定例会会議録

令和 7 年 6 月 1 3 日、令和 7 年第 2 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和 7 年 6 月 1 3 日（金曜日） 議事日程第 3 号

- | | | |
|---------|-----------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 3 7 号 | 西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 3 8 号 | 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 9 号 | 令和 7 年度西原村一般会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 4 | 議案第 4 0 号 | 令和 7 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 5 | 議案第 4 1 号 | 令和 7 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 6 | 議案第 4 2 号 | 物品購入契約の締結について（高規格救急自動車（1 台）購入） |
| 日程第 7 | 議案第 4 3 号 | 工事請負契約の締結について（西原村役場庁舎改修工事（Ⅱ期）） |
| 日程第 8 | 議案第 4 4 号 | 物品購入契約の締結について（西原村立小中学校学習用タブレット端末購入） |
| 日程第 9 | 同意第 2 号 | 西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 1 0 | 同意第 3 号 | 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |

ることについて

- 日程第 1 1 同意第 4 号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 1 2 発議第 5 号 村長の専決処分事項の指定について
- 日程第 1 3 発議第 6 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣
について
- 日程第 1 4 組合議会報告について
- 日程第 1 5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

1、応招議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	梅 津 智 子 君
議会事務局書記	児 玉 みどり 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	田 島 由 紀 君
教 育 長	中 村 賀 一 君
総務課長	堀 田 隆 二 君
総合政策課長	堀 田 和 也 君
教育課長	秋 吉 蘭 子 君
会計管理者	林 田 浩 之 君
税務課長	廣 瀬 太 君
産業課長	中 西 聡 君
建設課長	久 野 太 君
住民福祉課長	小 栗 優 君
保健衛生課長	岩 下 源一郎 君
商工観光課長	山 田 孝 君
保育園長	岩 村 智 子 君

午前10時00分 開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

村上文英水道課長が体調不良のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第37号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第37号についてご説明いたします。

ファイル、議案第37号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。

議案第37号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに附属機関を設置するため条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから別ファイルの本条例案の概要により説明いたします。

本条例案の概要ファイルをご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに西原村学校規模適正化検討委員会を設置するため条例を改正するものでございます。

主な内容でございます。

別表に以下を追加するものでございます。

附属機関の属する執行機関、教育委員会。附属機関の名称、西原村学校規模適正化検討委員会。所掌事務、西原村立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置等に関し、児童・生徒の教育条件の改善と各種要素を踏まえた上で、必要な事項を検討するものでございます。

施行期日は、公布の日から施行としております。

参考資料として、新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

7番、中西議員。

○7番議員（中西義信君）7番、中西です。

この条例を制定するに当たっての経緯というのを教えていただければと思います。

○議長（西口義充君）教育長。

○教育長（中村賀一君）ご質問にお答えいたします。

教育条件の改善ということがうたわれておりまして、今、本村におきましては、児童・生徒数は横ばいの推移がございます。今、老朽化問題がございます、山西小学校の雨漏り、様々な構造面における問題が生じております。

それから、統合・再編でございます。今、ちまたでは、義務教育学校とか小中一貫もそうですけれども、いろんな教育の整備があっております。それから、本村には、河原小学校の小規模特認校制度がございます、こういったことをしっかり見直していく機会になればと思って、今回こちらのほうで提案させていただきました。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第37号、西原村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第38号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○税務課長（廣瀬 太君）議案第38号についてご説明いたします。

議案第38号のファイルをお開きください。

議案第38号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

西原村国民健康保険事業の運営において、将来にわたり安定的かつ健全な財政運営を図るために、県内の市町村と共に国保運営を担う熊本県が示した標準保険税率を基準として、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等分、介護納付金等分それぞれの税率を改正することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるとございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、本条例案の概要ファイルにより説明しますので、そちらをお開きください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

平成30年度の国保制度改革以降、財政運営の責任主体である熊本県が、県内の市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を市町村が納付するとともに、県が保険給付に必要な費用を全額保険給付費等交付金として市町村に交付することで、保険税の負担を公平に支え合う仕組みになっております。

また、財政運営主体となった熊本県では、その運営方針で、「県内どの市町村でも同じ所得、同じ年齢層、同じ世帯構成であれば、同じ保険税額とする」とされており、令和12年度からの県内保険税率統一に向け、令和9年度からは、その統一までの移行期間として示されております。

なお、現在は、国民健康保険法の規定により、県が各市町村の標準保険税率を算定され、市町村は、県が示した標準保険税率を参考に、国保事業費納付金等を納めるために必要となる国保税の税率等をおのおの決定しており、令和9年度には準統一として県が示した標準保険税率を用いることとされております。

そのような中、医療の高度化や高齢化による影響により、1人当たりの医療費は増加傾向であり、西原村国民健康保険の運営においても、県へ納付する国保事業費納付金などの歳出の増加、また、社会保険制度の適用拡大や団塊世代の後期高齢者医療制度への移行による影響で国保被保険者数は減少傾向にあり、それに伴い、歳入における保険税収入も減少している状況にあり、非常に厳しい国保財政運営が続いております。

将来にわたって国保制度の安定的かつ円滑な運営を図るために、平成27年度の保険税率改正以来となる基礎課税額、後期高齢者支援金等分、介護納付金分のそれぞれの保険税率を熊本県が示した今年度の標準保険税率を基準とし

て、税率の改正を行うものでございます。

なお、改正案については、西原村国民健康保険運営協議会において、令和 7 年 5 月 27 日開催を含め、3 回協議を行った上で答申をいただいております。

続いて、主な改正内容でございます。

2 ページをお願いします。

国民健康保険税の基礎課税額については、所得割額の率を 8.7% から 8.78% に、被保険者均等割額を 2 万 9,200 円から 3 万 600 円に、世帯別平等割額を 2 万 4,300 円から 2 万 700 円に改めています。

次に、後期高齢者支援金等課税額については、所得割額の率を 2.2% から 3.08% に、被保険者均等割額を 8,000 円から 1 万 700 円に、世帯別平等割額を 6,900 円から 7,200 円に改めています。

3 ページの介護納付金課税額については、所得割額の率を 2.1% から 2.42% に、被保険者均等割額を 1 万 4,500 円から 1 万 5,800 円に改めるものでございます。

なお、特定世帯については、おのこのの平等割額が 2 分の 1 に、特定継続世帯については、おのこの平等割額が 4 分の 3 となります。

最後に、4 ページ以降になりますが、こうした算定基礎額の改正に伴い、低所得者に係る被保険者均等割及び世帯割、平等割並びに未就学児の被保険者均等割に係る減額等についても同様に改めるものであり、詳細については、概要資料に記載のとおりでございます。

参考資料としまして、本議案ファイル 4 ページ以降に新旧対照表を添付しております。

施行期日は、公布の日から施行し、この条例による改正後の条例規定は、令和 7 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番、山下議員。

○1 番議員（山下圭介君）1 番、山下です。

国保の財政が厳しいということですが、県内の財政状況で、西原村の基金保有額が平成 26 年から 0 になっているということですが、その辺はこれからの運営に支障がないか、お聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）税務課長。

○税務課長（廣瀬 太君）ただいまの山下圭介議員の質問にお答えさせていただきます。

当村の国保会計におきまして、平成24年度から26年度にかけて単年度の収支の赤字が続きまして、そのときに国保財政の基金のほうが枯渇しております。それにより、平成27年度に国保税率の改正が行われているところでございます。それ以外も基金の積立ては、当村では行っていないということで、その後、赤字が出てきても、前年度の繰越金というのを活用して税率を据え置いたまま来ているというところで、それ以降の基金の積立て等も行っておらず、保有額はずっと0で続いているというところでございます。

平成30年以降、県のほうと市町村の共同の運営ということになりましたけれども、県の運営方針で、先に税の完全な県内の統一というのが示されておりますけれども、それはあくまでも税率、保険料率の統一でございまして、市町村の特別会計あたりは、そのまま各自治体に存在するということになってきます。

令和9年度以降は、税率を県がおのの自治体に示した標準の保険税率を使いなさいということをやっております。それ以降については、例えば基金を持っているとしても、うちは基金を持っているから税率を下げますよということの運用はできないということが示されております。また逆に、今の段階で基金を例えば多く保有していると、そういうところについては今後どうするかということについては、各自治体の裁量に委ねられているという現状でございます。

よって、基金があるか、例えば0かということにおきましても、今後、税率の統一等もございまして、その後の各自治体の国保特別会計の収支の状況がどうなっていくかというのは、なかなかちょっと見えないところもありますけれども、その方向性に応じて、さらに必要性というのが、本当はもう基金というのはあまり要らなくなってくるんじゃないのかとか、そういう判断が徐々に分かってくるんじゃないかと思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）5番、堀田です。

全員協議会の説明と、今、山下圭介議員の質問で、ちょっとぼやっとは見えてきたんですけども、聞きたいことが。一つが質問と、あとちょっと確認になります、先ほどの説明で。

給付においては、県統一ということで、もう既に始まっちゃったわけですが、問題の税、徴収、そういうところがどうなるかということで気にしております、今回の説明で令和12年度に統一するというところでございます。

保険税というのは各市町村で委ねられ、ずっと運営しとったわけですから、

3方式もあり4方式もあった。そんな中で、3方式に統一されるということを理解しました。

あと、税ですけれども、税で徴収をしている市町村と保険料で徴収している市町村があります。料と税の違いはもう述べませんが、今後、熊本市が料だったと思いますが、そのあたりはどうなりますでしょうかが1点です、質問です。

あと、確認ですけれども、先ほど山下圭介議員の質問の中で、基金があろうがなかろうが統一はされるということですから、徴収、不良債権、こういうのは、今後も市町村に委ねられているというふうに取ったんですけれども、そこは間違いないでしょうか。そこ確認です。

○議長（西口義充君）税務課長。

○税務課長（廣瀬 太君）ただいまの堀田議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど議員が申されたとおり、国民健康保険には、保険料と保険税という2つの賦課の方式がございます。

この国民健康保険には、国民健康保険法によって、国民健康保険事業に必要な費用は世帯主から徴収するというのをうたわれております。その国民健康保険法の中にただし書というのがございまして、ただし、地方税法の規定により保険税を課することができるということになっておりますので、当村においても、そのただし書の保険税方式というのを採用しているというところでございます。

これの保険料、保険税、どちらを使うかというのは自治体の裁量で委ねられているというところで、この方式も、そこまでは言わないとおっしゃった部分でございますけれども、この料と税、違いについては大きく3つございます。一つが徴収の時効、時効が保険料は2年、保険税が5年、その違いがあります。あと、遡及賦課、こちらが保険料は2年、保険税は3年。あと、もう一つ違いますのが、滞納とかの場合の債権の優先順位、こちらのほうが保険料でありましたら、国税、地方税に次ぐ料、保険税におきましたら、国税、地方税と同等というところで、どちらかというと、保険税で運用するほうが自治体には有利という部分もあるので、ほとんどの自治体が保険税という部分を採用されている。大都市辺りにおいて保険料を採用されているということで、県内では熊本市が保険料ということをしているというところでは、

これは、納付いただく住民さんから見た違いにおきましては、料と税では、まず何も変わらないというところになってきます。

現在、県の方針によりまして、保険料率・税率の統一というのがうたわれておりますけれども、あくまでも税・料の賦課徴収は市町村の役割ということにされておりますので、その徴収においては、各市町村の条例によって行われる

ものでございます。そこについては保険料・保険税の統一というのは、今のところ国からうたわれているものではございませんので、料・税の統一というのは、今のところ何も考えられておらず、熊本市さんは保険料でいかれるのではないかと、それ以外の自治体では保険税でいくんではないのかというふうに思っております。

もう一つ、徴収等の今後の役割だったかなと思いますけれども、こちらについても、賦課徴収は市町村の役割ということでございますので、今まで同等に、もしも滞納等の徴収あたりをおろそかにして、徴収率が下がっていくということになれば、やっぱりおのずと今後の国保特別会計の収支においても、収入はやはり減少していくという形になりますので、今後もやはり国保税においても、滞納徴収においてはもちろん力を入れていくべきではないかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君） 5 番、堀田議員。

○5 番議員（堀田直孝君） 5 番、堀田です。

なぜ今質問したかといいますと、先般、松浦議員が、住民福祉課の職員が減ったということで、私も税務課出身ですので税務課を見たところ、徴収担当者の専門がない。兼務ということですね。

料になったら、先ほど廣瀬課長が言われたとおり、時効2年です。2年で何の対処もしなかったら、首長が怠る事実ということで、また新聞に載ります。西原村は健康保険税の時効を迎えて何もしなかったと、大きな問題になります。ですから、料に変わると2年だから、とても対応できない。税であるということで、5年あれば、どうにかその事務処理ができる。でも今の体制でできるのか。

徴収も、だから確認したのは、県がやってくれるのであれば今の人員配置でもいいんですけども、今後もそれを続けなければならないということになって兼務で、健康保険税だけじゃありません、固定資産税、住民税、軽自動車税、みんな滞納があります。時効が必ず来る。その間に何かの処置をしなければ、怠る事実、もう犯罪ですよ。犯罪というか。首長、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 堀田議員のご質問にお答えいたします。

徴収業務は、本当大変な作業であるというふうに認識しております。特に堀田議員が現職時代に本当に頑張って、新しいことも含めて、住民さんと密になって個別で解決しておられる姿は、本当に自分の中には残っています。今、そういうことができているかというと、対々で個別でやっているかというと、堀田議員が現職の頃にされていた頃には追いついていないと思うんですけど

も、目指すところは自分もそういうところでありまして、できれば一人一人事情が違ふと思いますので、それに寄り添う形で滞納整理等できればというのが、そういう気持ちがあります。

人事異動に当たって、今年から新しく工程表というか、作業量も含めたところで、個別で副村長と自分と担当課長と係長ぐらいまで集めて聴取をしております、その状況によって、今後の人事の人数の配分に反映していきたいというふうに思っております。これも徴収の件に関しましても、担当課と話をし、てやっしていければというふうに思います。

最終的には、定数が職員は決まっていますんで、全課長が集まって、やっばり人数の配分等も考えていかなければならない問題であるというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）自分からいいますと、今の現状というのは、村長は徴収と言いますけれども、これ集金です。徴収というのは、法律を駆使して、自分たちが持っている権限を全部使って法律にのっとってやるものが徴収であって、今、村長が申されているのは、集金をみんなで頑張ると。集金じゃないで。集金じゃ時効を迎えます。

だから、一般的には税務課も地籍が増えたから人間が増えたように見えすけれども、やはりこういうのは、じゃ、徴収というのは普通の職員ができますか。徴税吏員証を持っている職員だけです、役場の職員でも。その職員が調査権とかそういう権限は持たん。普通の職員以上に持たせられます。ですからプロが必要なんです。どこの課でも人事異動は必要なんですけれども、やはりプロをつくって人事異動しないと、私は延びらんとします。

最終的には、首長が新聞に載る状態になると思いますが、そういうところで、人事異動をもっと考えていただきたいと思います。終わります。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第38号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第39号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第39号についてご説明いたします。

ファイル、議案第39号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてをお願いいたします。

議案第39号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第1号）について。

令和7年度西原村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,854万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億674万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、変更。

起債の目的、8辺地対策事業債（辺地道路維持補修事業）。補正前限度額、1,540万円。起債の方法、利率、償還方法につきましては、記載のとおりでございます。補正後、限度額、1,970万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段です。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金2,132万円の増額補正でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による増でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

上段でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目8農地費1,069万1,000円。下新所地区排

水路整備工事による増でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

8 番、山下議員。

○8 番議員（山下一義君）8 番議員、山下です。

ページは10ページになります。

目の林業振興費の電気柵設置補助金について伺います。

鳥獣も非常に、今、わな、電気柵として、イノシシ、鹿、タヌキが捕獲されておりますけれども、それ以上に今、被害が増えております。特にイノシシは今慣れてきて、新所の前、この辺りでも被害に及ぶというような現状がなされております。

そこで、調べてみますと、大津町、菊陽町につきましては、一筆張りが1人で1枚の畑に電気柵を設置しても可能な状態になっております。ただし、西原村においては3名が限度で、それ以上いないとこの電気柵の補助がありません。

私は、この電気柵については、今、特にクリ、稲、里芋、サツマイモといった対象品目によって、多くの電気柵が今必要であります。それは、やはり鳥獣が増えて、この電気柵がないと作物が西原村でも収穫できないというような現状であります。ですから、非常に農家の方々も困っておられます。3人寄らなくては、この電気柵は補助がない。例えば、圃場の中の真ん中に鳥獣被害が出ない牧草とか、畜産の関係の圃場がありますと、そこは、やはり飛び抜けてされませんから、どうしても一筆張りの電気柵になりかねません。そうしますと、やっぱり農家の方々も、その電気柵が何か所も今張られております。

確かに、補助があります電気柵については10万円からします。それは、やはり広範囲によって電気は飛ばしますから、非常に高度な高圧の電気を飛ばすわけです。しかし、今、ナフコそれからコメリに行きますと、単発でもいいような電気柵が3万2,800円あるいは3万8,000円というふうな、電池式ではなくて太陽光のソーラーが今販売されております。そういうところも踏まえて、村の財政も厳しいかもしれませんが、補助を何とかそこでできないかという、農家のお役に立ててもらえるならば、私たち農家としても非常に助かるわけです。

なぜならば、やはりさっきも言いましたように、1枚の畑の圃場が何枚もあるわけです。そこに、やはり一筆一筆に私たちは設置しなくては農作物が今収穫できないというような状況にありますから、そこを行政としましても何とか補助をして、そういうふうなのが少しでもお役に立てるような仕組みを変

えてほしいというふうな提案でありますけれども、いかがなものでしょうか。
お願いいたします。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 電柵等の補助についてなんですけれども、個別の補助ということで、恐らく農家さんとかほかの商工会とか、ほかの団体さんも思うんですけれども、例えば農道の生コン補助も2軒以上とかいう縛りがござ

います。
なるべく、個別での補助は難しいんじゃないかというふうに思っておりまして、他町村をちょっと以前調べたことがあるんですけれども、今やっている3戸以上の補助の補助率を下げて、個別で補助を出しているところもあったりとか、個人的に考えるのが可能であれば、集落とか団地で外を覆ってもらったりとか、例えば中山間とかいう組織を使ってもらって、中山間とかに補助してみんなでやってもらったりとか。

この先いろんな方法を、今は即答はちょっと控えさせていただいて、議員さん方のお話とか農家さんのお話を聞いて、できるだけ行き渡るような、やりやすいような制度の拡充なり何なりをやっていければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西口義充君） 8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君） 他町村の菊陽町、大津町、ほかにもそういうような制度で一筆張りをされておりますので、できるだけそういうような方向で農家の助かりますように検討していただくようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（西口義充君） ほかに質疑ございませんか。

2番、加藤議員。

○2番議員（加藤博敏君） 2番議員、加藤です。

11ページの土木費の道路維持費の中の委託料、道路維持（伐採等）の業務委託料というのがありますけれども、新年度の予算でも、何かどうも使われてしまったということで新たに補正をされるということなんですけれども、私も数件、村が切られた場所を見ておりますけれども、基準といえますか、これは、じゃ、村で切ろうかというような基準が設けてあるのか。やはり中にはちゃんと、これは迷惑だから自分で切ろうとされておられる方もおるわけですから、そのあたりの基準というのがあるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西口義充君） 建設課長。

○建設課長（久野 太君） 加藤議員のご質問にお答えします。

ご質問ありましたとおり、建設課では、当初予算から道路の雑木等の伐採業

務委託料として予算を確保しておりました。ただ今年度に入り、ちょっと予防保全の観点から、結構梅雨を迎えるに当たってその前に、倒れる前に切ってしまうということで、執行率が大幅上がっております。その中で予算が不足してきましたため、まだ切る場所がございますので、そのために今回補正で計上させております。

また、伐採の基準ということですが、基本的には、道路の区域、舗装してある舗装面がありまして、そこからのり面があって、境界が、道路の区域として、のり面までも道路区域としてあるところが通常ほとんどなんですね。それについては、のり面も道路の一部として村の管理でありますので、村のほうで伐採します。

ただ集落内の細い道とか、そのところは、のり面は個人の所有であったりするところも幾つかございます。そういうところについては、車の通行上支障になっているような、車が当たるような状態で、木や竹の枝が垂れ下がっているようなところについては、基本的には所有者の方に切ってもらえませんかというお願いはします。ただ、どうしてもそれに対応できないということであれば、道路管理者の権限で、でしたら通行の支障となる部分を枝だけ落とさせてくださいと言って了解をもらった上で取り組んでおります。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

8ページをお願いいたします。

目11の防犯対策費の工事請負費ですが、150万円を見てあります。地元の区長のほうから、この工事について役場から、2か年にわたっての工事になりましたということで電話がありましたということですが、この堀切出ノ口線の500mぐらいありますか、その間の今年は何の部分でされるのかということで、よろしくお願いします。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）松浦議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回、防犯灯を設置する箇所ですけれども、備考欄にもあるとおり、村道堀切出ノ口線、堀切から多々良に向かう道路。道路の総延長なんですけど、960mほどあります。その中に電柱が10か所設置をされております。その電柱が大体40mから45m間隔でございまして、そこには今回LEDを設置いたします。それと、どうしてもここはというところにつきましては、2か所だけEポールを設置いたします。もう一つ、有線放送用の電柱もありましたので、そこも使用して、全部で13か所のほうにLEDを設置するところにしております。

松浦議員が、どこまで設置しているのかということで、ちょっと分かりやすく言うと、950mあるうちの290mほど、ちょうど真ん中ぐらいだと思うんです、290m。その箇所がどうしても電柱も何もないと。であれば、先ほどEポールを2か所設置しますということだったんですけれども、そこにEポールを設置していく形になるかと思います。

Eポールも、幅あたりも全て配線でつないでいきますので、あらかじめ本数というのは決まってくるので、その本数、我々としても一度見積りを出して計算をしたところ、今回補正を出させていただいた金額のほぼ倍の金額でいけば全ていくという形でしたので、今の現状で、防犯灯の設置要望というのは、ほかの課、ほかの集落からもあるというところもございますので、一気にそこに全部投入という形ではなくて、一応緊急的な、学生さんが夜、実際そこを通学されているということも確認しておりますので、これは早急にということで、まずは電柱部分について、あと、どうしても見通しが悪いなというところについては早急に設置という形で、今年度はさせていただいて、残りについて、空いている290m部分については来年度対応させてくださいという形で、区長さんのほうにはご連絡したというところでございます。

そのとおり、一応我々としても来年度、その分についてはどうにか手当てしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

2番、加藤議員。

○2番議員（加藤博敏君）2番、加藤です。

12ページの教育費の中の文化財調査費の報償費というものがありますけれども、これは誰に支払われたのか、また、何日分になるんでしょうか。お尋ねします。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）加藤議員の質問にお答えいたします。

こちらの文化財展示施設アドバイザーにつきましては、本村に長く学芸員としてお務めいただいていた小谷桂太郎氏にお願いをする予定としております。学芸員は専門的知識を要するため、また、専門分野が違うということもありますので、小谷氏が、専門分野外とするところにつきましては、適任者をご紹介いただいて、アドバイスを、ご助言をいただくところで考えております。

また、日数につきましては、当面6回、6日間の予定で計上させていただいております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

10ページをお願いいたします。

農地費の14節工事請負費ですが、下新所の排水路整備工事ですけれども、これは団体営事業ではないかというふうに思っておりますが、今、団体営事業の国庫補助率あるいは県補助率がどれだけのなか。

そして、この工事概要が、大体、延長を含め断面がどうなのか。排水路で一番気をつけなきゃいけないことは、これをつないだときの末端ですから、末端は大丈夫なのかということをお聞きいたします。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）松浦議員のご質問にお答えします。

ご質問のとおり、これは団体営事業でございます。

まず、工事の概要なんですけれども、概要は、新所地区から緑ヶ丘集落、その間に、現況、土水路がありまして、それが緑ヶ丘とか小森の里の北側の調整池からの排水路と併せて周辺農地からの排水もそこに入ってくるということで、ここの現況、土水路が機能しておりませんので、その中に、コンクリート二次製品を入れるという工事内容でございます。

質問でおっしゃいました流量計算とか断面とかの話なんですけれども、水路の前後に既存の施設がありまして、その断面に合わせて、規格としましては、ベンチフリュームの600の二次製品を入れる予定です。これは、周辺地域の流量計算をしたところで、それでもつとということで調査結果が出ておりますので、これで計画しております。

それから、団体営の補助率につきましては、まず、国費のほうが事業費に対して55%、県費のほうが14%となっております。

今回は、全体の計画延長が188mございまして、今年度は119mを予定でございます。2か年で完了予定で見込んでおります。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

12ページの中で一番下の中学校の予算が書いてありますが、議長、関連質問でよろしいですか。

○議長（西口義充君）はい、どうぞ。

○3番議員（松浦哲也君）議員になりまして、そこの事務局やら議員控室の前から、よく中学校のグラウンドを見る機会があるんですけども、最近雨の多いせいもあって、雨のとき、なかなか水が引かないなという私の実感で、今年5月17日だったですか、中学校の体育祭にご案内を受けて、雨で延期になりまして19日に開催されたわけなんですけれども、そのときも中学校の校長が挨拶の中で、水の処理をするのに生徒が手伝ってくれたという話がありました。

それで、9月なり12月の中で、例えば、どうすればあれが水が早くはけるのか、そういった調査でもする必要があるんじゃないかなと。そして、暗渠排水であったりいろんな工法があると思うんですけども、それを補正の中で上げて、そして全体の事業費を把握した中で、年度、来年でも何でも、そういった対応がしてもらえないかなと。保護者あたりも随分そういうふうな意見があるんじゃないかなということで、ぜひ村長、そのあたりを前向きにご検討いただければと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）中学校のみならず両小学校、やっぱり水はけが悪いかと思っています。

地震後、村民グラウンドのほうを、国の補助金を使って道路の入替えを行うとともに排水処理をしているんですけども、相当な改善が村民グラウンドは見られていまして、お金が結構かかったんですけども、今回、学校の適正化委員会とかができましたんで、そこら辺の中で、校舎も運動場も含めたところで話をさせていただければと思います。

できれば、調査費が必要であれば、9月なり12月の補正予算でお願いして、簡単な対応等があれば早急にやって、お金がかかる分は、また議会のほうに相談させて、なるべく早く処理できるような対策を前向きに検討していきたいと思っています。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）8番、山下です。

12ページの文化財についてですけども、やっと今、西原村の文化財、今また山西小学校の保育園跡にあるんですけども、今ほこりをかぶって仕分もしないで、前々から私もこれは非常に気になっておりました。やっとこの西原の歴史が人目につくというような格好を取られると思います。

もちろん、学校の子どもたちの山西のこれからの歴史に当たって、教材になるような品物がたくさんあります。そういうところも十分に仕分しながら、やっぱり今、非常にほったらかしと言うといかんですけども、そういう状態にあります。ほこりが十分かぶって仕分もしていない。ただほったらかしの状態がありますから、やはりこれまでの西原村の歴史はあそこで見えるわけですから、今後、この文化財についてもあれがやっと皆さんの目の目を見ますから、十分そういうところを加味しながら、今後そこを清掃して、皆さんに快く見てもらうような施設と段取りをひとつよろしく願いしておきます。以上です。

○議長（西口義充君）質問要りますか。

○8番議員（山下一義君）はい。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）もうおっしゃるとおりでございますして、旧万徳保育園の施設に置き去りの状態であります。これを機に、きれいに整理整頓して、住民さんのほうに見ていただけるように取り組んでいきたいと思えます。

サカタ先生の思いも昔から、以前からあって、基金もありますんで、そこら辺を活用させていただいて、大切に保存できるような環境づくりをしてまいります。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございますか。

3 番、松浦議員。

○3 番議員（松浦哲也君）3 番、松浦です。

12ページです。先ほどの文化財調査費の件がありますけれども、先ほどメンバーも決まっていますということですが、いろんなこれからの村の建物とか建っていく中で、学芸員というのが必要じゃないかなというふうに感じておりますが、そのあたりも特殊な資格を持った方でないといけないから、そのあたりも含めて何か前向きに村長、検討いただければというふうに思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）学芸員ということで以前から話はあっていまして、周りの町村長とお話をしている中で、できれば広域で、例えば幾つか、南郷で2 人とか南郷3 か町村で2 人とか、南阿蘇村と1 人とかいう枠組みで、学芸員が雇用できないかという話が上がっています。

どこでもやっぱり1 人で、ほかの業務を兼ねればいいのかもしれないんですが、時期的問題とか開発があるとき、ないときとか、そういうのも含めて広域でやろうかという話もあっていますんで、そこら辺を話をさせていただいて、どうしてもまとまらなければ、やはり将来は1 人は確保しないといけないということなんで、やろうかというふうに考えています。最近また南阿蘇も首長が変わりましたんで、話をさせていただいて、そうする前は、もちろん議会のほうにも相談させていただきますけれども、そういうことで、もうちょっとお待ちいただいて、取りあえずは、委託のほうでお願いできればというふうに思います。

以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第39号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時02分）

（午前11時14分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、議案第40号、令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 岩下源一郎君 登壇 説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）議案第40号につきましてご説明いたします。

議案第40号のファイルをご覧ください。

議案第40号、令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億951万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金24万7,000円の増額補正。特別調整交付金のうち、システム改修等に係る補助金の補正でございます。

歳入の主な内容につきましては以上でございます。

次に、歳出の主な内容につきましてご説明いたします。

7ページの歳出予算をお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費24万7,000円の増額補正でござ

ございます。国保総合行政システム改修に係る委託料の補正でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第40号、令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第41号、令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 岩下源一郎君 登壇 説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）議案第41号につきましてご説明いたします。

議案第41号のファイルをご覧ください。

議案第41号、令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,846万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金330万円の増額補正でございます。一般会計からの事務費繰入金の補正でございます。

歳入の主な内容につきましては以上でございます。

次に、歳出の主な内容につきましてご説明いたします。

7 ページの歳出予算をお願いいたします。

款 1 総務費、項 2 徴収費、目 1 徴収費330万円の増額補正でございます。

子ども・子育て支援金制度に係る総合行政システム改修費の補正でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6 番、坂本議員。

○6 番議員（坂本隆文君）6 番、坂本です。

ページは7 ページのシステム改修になりますけれども、今まで相当なシステム改修というのは我々聞いております。

先ほども27万円のシステム改修、今回は330万円のシステム改修、内容的には大体分かるんですけれども、これというのはシステム改修をやられるのは、これ、どこかの業者が決まってこられるのかとか、入札があって決められるのかとか、この金額がどういった感じで出ているのかというのはお聞きして分かりますでしょうか。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）ただいまの坂本議員のご質問にお答えいたします。

今回の総合行政システム改修の委託料でございますけれども、これにつきましては、現在利用しております庁内全体で使っております総合行政システム、R K K C S さんのシステムでございますが、そのシステムの改修というような形になっております。ですので、内容につきましては、そちらの業者、そちらから金額の提示がございますので、その金額で上げさせていただいております。以上でございます。

○議長（西口義充君）6 番、坂本議員。

○6 番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

R K K C S システムということで、行政のシステムを結構されておりました、また、これ県が入れられて、それからみんな自治体のほうとつながるようなシステムになっているんですかね。

今回の金額とかは、普通であれば、我々が何かいろいろ契約するときには値切ったりとかもするんですけれども、システム改修、年間に相当いろんな課でやられて相当な金額になっていて、こんなにしなくてはいけないのかと。しなくてはいけないけれども、我々議員も本当にびっくりする金額がこのシステム改修で入っていると思いますけれども、これは向こうから積算された金額でこちらがもう承認するというような形になっているだけなんではないでしょうか。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

この件に関しましては、うちだけでなく周辺町村長からの声も上がっていきまして、契約しているところと、もう本当、言い値じゃないんですけれども、金額にて国の補助があつてそのまま払うようなシステムになっていきまして、これをどうにかできないかという話を、阿蘇郡内であつたり近隣町村長と話をしているところでございます。安くするにはどうしたらいいかというふうに首長間で話をしていますのが、できるだけ広域化したら安くなるんじゃないかというふうに考えています。

例えば、共通化システムということで、データの共通化とかしているんですけれども、それに合わせて各納付書等を市町村ごとに試験的に納付書を作つて印刷をお願いするんですけれども、西原村だけで試験用の印刷の納付書を発注するだけで800万円とかだつたりとかします。例えば、南阿蘇とか大津町、近隣町村とシステムを一緒にして、印字だけを西原村役場会計室とか大津町役場会計室というのを納付書に印字さえすれば同じやつでできたりしますので、できれば広域化できないかと。阿蘇郡内で言いますと、隣の南阿蘇と小国町がR K K C S以外のシステムを使つていまして、できれば広域で総合行政をお願いして、できるだけ安くできるようにならないかというのを現在話しているところでございます。

なかなかすぐには難しいかもしれないんですけれども、例えば、提案があつているのが、熊本市の中核連携という組織があります。その中で、熊本市が中心となつて総合行政も広域化できないかと。そうすることによって、利点としましては、熊本市内でも、西原村の住民さんが納付しようと思ったときにできる可能性も、広域で納付できたりとかすることも考えたり、住民サービスの向上につながつたりすると思いますので、できるだけ周辺市町村と連携を取つて、できるだけ安く、かつ住民サービスの向上につながるように努めていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（西口義充君） 6 番、坂本議員。

○6 番議員（坂本隆文君） ありがとうございます。

システムについては、やはり幾つか会社があると思うんですけれども、うちとかいろんなところを使っているのがR K K C Sということで、そこがもう独占して、やっぱりこういう改修とかするようになるのかなと思つていますが、先ほどは二十何万円ほどで、それぐらいだつたらと思うんですけれども、今回どこが違って金額になるのかがちょっと自分たちはよく分からん。システム改修、システム改修としか私たちは聞いていませんけれども、その内容的なものがよく分かっていなくて、大体こういうふうなのを変えるから必

要だと、変えたものはまた元に戻すというのが二重になりますよね。

だから、その辺の金額は今回のでもやっぱり高いなと思っているんですけども、その辺はぜひ、近隣のところと頑張って下げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）市町村長間で話が出たのが、定額減税のシステムを入れるたびに毎回数百万、自治体ごとに数百万単位で請求が来るということで、もうほぼほぼ多少は条件が違いますけれども、定額給付のときにシステム改修ということでもう自治体間で話が上がって、一気にその広域化の話が上がっています。

もう、できれば各市町村と連携を組んで、広域化して少しでも下げられるように頑張っていきたいというふうに思っておりますので、いろんなところで議員さんたちもほかの議会の方と交流があるかと思います。そのときも一回話をさせていただいて、広域化に向けての話をさせていただいて、実現できるようにお力添えをお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第41号、令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第42号、物品購入契約の締結について（高規格救急自動車（1台）購入）を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第42号につきましてご説明いたします。

ファイル、議案第42号、物品購入契約の締結についてをお願いいたします。

議案第42号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の

規定により議会の議決を求める。

令和7年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、高規格救急自動車（1台）購入。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、3,103万9,800円（税抜額2,821万8,000円）。

4、契約の相手方、所在地、熊本県熊本市中央区上水前寺1丁目10番5号、会社名、熊本いちほら工業株式会社、代表者、代表取締役、澤田悦幸。

主な物品購入概要についてご説明申し上げます。

熊本市益城西原消防署西原出張所に配備しております高規格救急自動車につきましては、平成26年に導入し、現在11年目となっております。

救急車両であること、また車両に積載している資機材の耐用年数等から、今回の更新購入をするものでございます。

財源といたしましては、緊急防災・減災事業債、起債充当率100%、交付税措置70%を活用いたします。

次のページに物品供給仮契約書の写しを参考資料として添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、中西議員。

○7番議員（中西義信君）7番、中西です。

阿蘇広域で思ったことなんですけれども、契約はしたんですけれども、納入までやったらとても時間がかかって、また再度延長の話があったことがあります。その辺は大丈夫なのかが1つと、あと旧車の扱いはどうなるのかなと、2つです。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）中西議員のご質問にお答えしたいと思います。

納期の問題につきましては、どうしても契約、ここで議会のほうで認めていただければ、当然、本契約のほうに入りたいと思っておりますので、その点は納入業者のほうにはしっかりと納期については守っていただくように、しっかりその辺はお願いしたいというふうに思ってます。

もう一点のご質問の、今現在配備されている救急自動車につきましては、前回、全協の中でも堀田議員のほうからもご質問をいただきまして、村としてそれをそのまま例えば下取りに出すとか、何もなくそのまま処理するとかいうことではなくて、今、消防団の駐車場に並んでおりますが、あれを一般公募、公売のほうに持っていくしますので、基本的に今回の使用しなくなった救急自

動車につきましては村のものでございますので、有効活用ということで公売のほうへ持っていくような形で今進めようというところで考えているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第42号、物品購入契約の締結について（高規格救急自動車（1台）購入）を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第43号、工事請負契約の締結について（西原村役場庁舎改修工事（Ⅱ期））を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第43号についてご説明いたします。

ファイル、議案第43号、工事請負契約の締結についてをお願いいたします。

議案第43号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、総財工第1号、西原村役場庁舎改修工事（Ⅱ期）。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額1億281万7,000円（税抜額9,347万円）。

4、契約の相手方、所在地、熊本県菊池市泗水町亀尾3588、会社名、株式会社吉安建設、代表者、代表取締役、吉安 孝章。

主な工事概要についてご説明申し上げます。

築37年経過した役場庁舎の老朽化に伴う庁舎改修として、昨年度からⅠ期工事を実施しており、今年度Ⅱ期工事を行うものです。今年度はⅡ期工事として、トイレの洋式化等の改修、庁舎正面玄関自動ドア改修、庁舎東側出入口の

バリアフリー改修、建設課、産業課、水道課へ通じる南側出入口の新設、1階、2階、窓口カウンター及びブラインドの取替え、各執務室のOAフロア改修など、設計額ベースで全体工事費の約48%を実施することとしております。

次のページに公共工事仮契約書の写しを参考として添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第43号、工事請負契約の締結について（西原村役場庁舎改修工事（Ⅱ期））を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第44号、物品購入契約の締結について（西原村立小中学校学習用タブレット端末購入）を議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

（教育課長 秋吉蘭子君 登壇 説明）

○教育課長（秋吉蘭子君）議案第44号についてご説明いたします。

ファイルは修正版の議案第44号、物品購入契約の締結についてをお願いいたします。

議案第44号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西原村立小中学校学習用タブレット端末購入事業。

2、契約の方法、随意契約（公募型プロポーザル方式）。

3、契約金額、2,012万100円（税抜額1,829万1,000円）。

契約の相手方、所在地、熊本県熊本市西区上熊本1丁目2番6号、会社名株式会社レイメイ藤井、代表者、代表取締役、藤井章生。

参考資料としまして、次のページに物品売買仮契約書の写しを添付しております。

現在使用しているタブレット端末は、令和3年1月に購入したもので、本年度で5年が経過することとなります。端末の利活用が進んだことで、経年劣化による破損やバッテリーの劣化が増加していることから、今年度から順次更新するものです。

今回は、文部科学省が示すガイドラインに基づき、熊本県が設置する共同調達会議に参加することにより、公募型プロポーザル方式による契約となっております。また、共同調達に参加することが、3分の2の補助を受ける要件の一つとなっているところです。

今回購入する端末数は、現在の中学2年生から小学校4年生までの児童生徒分と予備分を含め390台となります。残りの児童分につきましては、翌年度以降購入を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

この事業、単独じゃなくてほかの町村の参加もあると思うんですけども、参加自治体数を教えてください。

○議長（西口義充君）教育課長。

○教育課長（秋吉蘭子君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

本村が導入しますタブレットの機種、スペックに対するプロポーザルに参加した自治体数は10市町村になります。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第44号、物品購入契約の締結について（西原村立小中学校学習用タブレット端末購入）を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

日程第9、同意第2号、西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) ファイル、同意第2号、西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてをお願いいたします。

同意第2号、西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を西原村固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

氏名、廣瀬太、現税務課長でございます。

廣瀬太税務課長の生年月日、住所は記載のとおりでございます。

それでは、提案理由でございます。

令和7年4月1日の職員人事異動に伴いまして、これまで固定資産評価員でありました小栗優前税務課長の後任に、廣瀬太現税務課長を固定資産評価員として選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

固定資産評価員は市町村長の指揮を受けて、固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う評価額の決定を補助するため、地方税法の規定に基づき、市町村に設置するものでございます。

説明は以上でございます。ご同意方よろしくをお願いいたします。

○議長(西口義充君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君) 質疑はないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第2号、西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第10、同意第3号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めるこ

とについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) ファイル、同意 3 号をお願いいたします。

同意第 3 号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

西原村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字河原2409番地、氏名、緒方秀行、生年月日、昭和34年 3 月 27 日。

提案理由でございます。

西原村教育委員会委員、荒木均氏の健康を理由とする任期途中辞退に伴い、残りの任期について新たに委員を任命することに対し、議会の同意を要するためでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページに履歴書を添付しております。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条により、荒木均氏の残り任期の令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの 2 年間でございます。

説明は以上でございます。ご同意方よろしくをお願いいたします。

○議長(西口義充君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第 3 号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、同意第 3 号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第11、同意第 4 号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) ファイル、同意第4号をお願いいたします。

同意第4号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

西原村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年6月11日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、熊本市中央区出水5丁目4番3-3号、氏名、村上竜一、生年月日、昭和39年2月19日。

提案理由でございます。

西原村教育委員会委員、伊澤隆嗣氏の任期満了に伴い、新たに委員を任命することに対し、議会の同意を要するためでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページに履歴書を添付しております。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条により、令和7年7月1日から令和11年6月30日までの4年間でございます。

説明は以上でございます。ご同意方よろしくをお願いいたします。

○議長(西口義充君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第4号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第12、発議第5号、村長の専決処分事項の指定についてを議題とします。内容の説明を提出者、中西義信君に求めます。

(7番議員 中西義信君 登壇 説明)

○7番議員（中西義信君）7番、中西です。

村長の専決処分事項の指定についてをご覧ください。

発議5号、令和7年6月13日、西原村議会議長、西口義充様。

提出者、西原村議会議員、中西義信。

賛成者、同じく、桂悦朗。

同じく、尾崎幸穂。

村長の専決処分事項の指定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西原村議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

提出理由。

議会の権限に属する軽易な事項について、迅速な対応を行うことにより、円滑かつ能率的な行政運営を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により、村長が専決処分する事項を指定する必要があります。これがこの議案を提出する理由であります。

ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（西口義充君）ただいま、提出者より内容の説明がございました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第5号、村長の専決処分事項の指定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、発議第5号は原案どおり可決されました。

日程第13、発議第6号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、タブレットにありますとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。

よって、発議第6号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について

は、タブレットに掲載しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第14、組合議会の報告を行います。

組合議員から報告がございましたらお願いします。

4番、尾崎議員。

(4番議員 尾崎幸穂君 登壇 報告)

○4番議員(尾崎幸穂君)阿蘇広域行政事務組合からの報告をいたします。

令和7年第1回阿蘇広域行政事務組合議会定例会の報告を行います。

令和7年3月24日、阿蘇広域行政事務組合。

大阿蘇環境センター未来館にて行われました令和7年第1回阿蘇広域行政事務組合定例会が開催されたので報告いたします。

本議会では、阿蘇市長、南阿蘇村長と議員選挙に伴い空席になっていました阿蘇広域行政事務組合管理者に松嶋和子阿蘇市長、阿蘇広域行政事務組合議会運営委員会委員に、河内克也南阿蘇村議員がそれぞれ選任されました。

議案第1号から議案第9号までの9議案が上程、審議されました。

主な事項については、議案第7号、令和7年度阿蘇広域行政事務組合一般会計予算について。

歳入歳出の総額が34億4,485万1,000円、前年度対比5億7,042万7,000円の増。本村の負担額は4,850万2,000円、前年度対比は235万7,000円の減。

議案第9号、令和7年度阿蘇広域行政事務組合養護老人ホーム湯の里荘特別会計予算について。

歳入歳出の総額が1億7,143万2,000円、前年度対比585万円の減、本村の負担額は2,021万9,000円、前年度対比は72万円の減となっています。湯の里荘へ本村からの入居者は3月現在で6名となっております。

定例会の報告は以上になります。

この議会後に行われた全員協議会で2件の報告事項がありました。

1件目は、中部最終処分場のPFASの検査結果の報告がありました。処理水から国の暫定目標値50ng/Lを上回る71ng/Lが検出されたため、再検査が行われました。PFASには活性炭が有効とのことで、活性炭を取り替えた後に5か所において再検査を行うと、全てにおいて5ng/L未満(検出なし)との結果がありました。

2件目、阿蘇消防本部の非行為について。

当該職員2名が保管中の燃料を私用車に使用したこととして通報があり、行政処分委員会へかけられたとのことでした。その後、新聞にも掲載がありましたが、50代男性職員を2か月の停職処分、もう一名の50代男性職員が戒告の懲戒処分となりました。

こちらからの報告は以上となります。

○議長（西口義充君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（西口義充君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。
ほかに報告はございませんか。

1 番、山下議員。

（1 番議員 山下圭介君 登壇 報告）

○1 番議員（山下圭介君）1 番、山下です。

大津町西原村原野組合の報告をいたします。

令和 7 年 3 月 28 日に令和 7 年度第 1 回大津町西原村原野組合定例会が行われ、議案 1 件が審議されました。

令和 7 年度大津町西原村原野組合会計予算の説明をいたします。

令和 7 年度の歳入歳出それぞれ 233 万 4,000 円。

歳入について説明いたします。

負担金 80 万円。組合規約第 9 条の規定に基づき大津町 23%、西原村 77% の負担割合により、大津町 18 万 4,000 円、西原村 61 万 6,000 円となっております。

基金利子 1,000 円、財産運用収入 20 万 4,000 円。九州電力送配電用鉄塔 5 基分の敷地貸付料でございます。財産売払収入 1,000 円。売払い予定がないため 1,000 円のみを計上でございます。前年度繰越金 132 万 6,000 円、預金利子、雑入 1,000 円。

歳出について説明いたします。

議会費 83 万 2,000 円、一般管理費 99 万 5,000 円。こちらにつきましては、報酬委託業務災害補償保険料、財務諸表作成支援業務委託料、公務災害補償などの負担金、それに、コロナ禍で実施を見送ってございました視察研修費として計上しております。

財産管理費 19 万 3,000 円。こちらは造林監視委託料でございます。

財政調整基金費 1,000 円、監査委員費 2 万円、林業振興費 3,000 円、分配金 12 万円を計上しております。分配金につきましては九州電力送電用鉄塔敷地場の分配金を大津町 50%、西原村 50% の割合では配分しており、当村の配分金におきましては、村内部落、布田、宮山、日向、多田良地区に分配しております。

予備費としまして 17 万円を計上しております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（西口義充君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。
ほかに報告はございませんか。

（「なし」の声）

○議長（西口義充君）ないようでしたら、これで組合議会の報告を終わります。

日程第15、委員会の閉会中の継続調査申出書についてでございます。

タブレットにありますとおり、常任委員会の申出に従いまして、議会運営委員会委員長中西義信君、総務福祉常任委員会委員長桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長尾崎幸穂君、議会広報常任委員会委員長坂本隆文君、以上の方から申出がっております。

事件、期限等については掲載のとおりです。

お諮りします。各委員会の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会中、誤読によるもの及び議決の結果、条項、字句、数字等の整理、訂正を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定によりまして、議長に委任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字の整理、訂正は、議長に委任することと決定しました。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。

したがって、会議規則第8号の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって令和7年第2回西原村議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 0時15分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 西 口 義 充

8 番議員 山 下 一 義

9 番議員 桂 悦 朗